

資 料 編

平成 24 年 10 月 12 日

各部（局）長 様

市 長

平成 25 年度における市政の経営方針について（通達）

平成 25 年度は、調布のまちが大きな変革期を迎え、その新たな第一歩を踏み出す年である。本年 8 月に、まちの発展の原動力となった京王線の地下化が実現した。市制施行以来、最も大きなこの変貌を、駅前広場の整備や鉄道敷地の活用など、快適で魅力あふれる中心市街地の形成に連動させていかなければならない。また、三鷹市と共同で進めてきた新ごみ処理施設は、平成 25 年春にいよいよ本格稼働となる。これを機に、周辺のまちづくりと合わせ、これまで以上にごみ減量と資源循環型社会の形成に向けた取組を進めていく必要がある。さらに、秋には、調布市がメイン会場となるスポーツ祭東京 2013 の開催を迎える。市民、関係機関等と連携し力を合わせて、全国からの多くの方々をおもてなしの心で迎え、大会を成功させるとともに、今後のスポーツ振興やまちの活性化につなげていくことが重要である。

この大きな節目の年に、新たな総合計画がスタートする。平成 25 年度は、本年 6 月に市議会の議決を経て策定した新たな調布市基本構想及びその具現化のため現在策定中の新たな調布市基本計画の初年度である。市政経営を取り巻く環境は一層厳しさを増していくことが予想されるところではあるが、市政の第一の責務として、市民の安全・安心を守り、市民生活を支援するとともに、中長期的な展望のもと財政規律の維持を図りながら、新たな計画に

基づくまちづくりを進めていく。

新たな基本構想の計画期間である今後の10年は、21世紀の調布のまちの骨格が定まる大きな変革期であり、この都市構造の大変貌を、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげていくことが重要である。また、地方分権の進展により、これまで以上に主体的に責任を持ってまちづくりを進めていくことが求められており、参加と協働によるまちづくりをより一層推進し、市民と共に考え、力を合わせて、基本構想に掲げたまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に取り組んでいくものとする。

しかしながら、まちづくりに必要な財源の根幹をなす市税収入において、平成23年度決算は、前年度から9億円を超える減収という厳しい結果となった。平成25年度及びその後の計画期間を通じても、厳しい財政状況が想定される場所であり、新たな事業展開や取組の拡充については、既存事業の見直し等と合わせ、選択と集中により事業の優先性を厳しく精査せざるを得ない状況である。

このような観点に立って、新たな基本計画においては、中長期的な財政計画を踏まえつつ、基本構想に基づく施策体系の構築や主要な事業の位置付けを図り、今後の計画的なまちづくりの歩みを着実に進めていく。

以上、全職員と共に一丸となって、平成25年度を初年度とする新たなまちづくりの第一歩を踏み出していく決意であり、この旨、通達する。

記

1 新総合計画の推進

(1) 基本計画の推進

新たな基本構想では、これまで重点的に取り組んできた安全・安心、子ども・教育、福祉・健康、市街地整備、環境など、各分野のまちづくりの成果を引き継ぎ、発展させていくことをベースに、新たに8つの基本目標を立てた。いずれも、調布市基本構想策定推進市民会議での熱の籠もった協働作業や広範かつ多様な市民参加、さらに市議会の意見を踏

まえ柱立てした分野別の将来像とまちづくりの基本方向であり、全職員がこれを共有し、その具体的な取組を各分野の個別計画と相互に整合を図りながら新たな基本計画で示し、変革期にふさわしいまちづくりを計画的に進めていくこと。

(2) 重点プロジェクトの視点

新たな基本計画において一体的に示す主要事業の中で、優先的かつ重点的に取り組む必要がある主要課題については、選択と集中の観点から、重点プロジェクトとして位置付け、取組を進めていくこと。

その視点として、まず、昨年来の災害対応や教訓を踏まえ、安全・安心の面で「強いまち」をつくっていかねばならない。また、暮らしの面で「安心して住み続けられるまち」をつくっていく。そして、ハード面の大きなまちの変貌を機に、「利便性が高く快適で豊かなまち」を創出していく。さらに、環境面等に配慮した「うるおいのあるまち」づくりに取り組んでいく。こうした視点を念頭に置き、関連する施策を有機的に連動させ、横断的な観点で計画を推進すること。

2 市政経営の基本的な考え方

(1) 参加と協働のまちづくり

計画の推進に当たっては、行政だけではなく、市民をはじめ多様な主体が相互に連携して自主・自立のまちづくりを進めていくことが重要である。そのため、これまで市政経営の基本的な考え方に据えてきた「参加と協働のまちづくりの推進」については、その前提となる市民との情報共有化とともに、引き続き積極的に取り組んでいくこと。また、制定に向けて取組を進めている「調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例」原案で明らかにした理念や原則に基づく自主・自立のまちづくりに向け、必要な施策と関連する取組を推進していくこと。

(2) 持続可能な市政経営

「参加と協働のまちづくりの推進」とともに、市政経営の基本的な考え方に据えてきた「持続可能で効果的・効率的な行財政運営の確立」についても、行政評価の取組や行財政改革への不断の取組により、限られ

た経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、将来にわたり安定的に市政経営を行い、市民サービスを提供していく必要がある。また今後、市税収入の伸びが期待できない状況が想定されることや、臨時的な財政対策も従前同様の活用が望めないなど、調布市財政を取り巻く状況は一層厳しさが増していく。経済状況や税制の影響など今後の市税収入の動向や社会保障関係経費の増加などを中長期的に見通しながら、新たな基本計画と合わせて策定する財政計画に基づき、限られた財源の中、今後10年のまちづくりを見据えて、公共施設の維持保全や京王線地下化切換後の街づくりなど、優先度に応じた必要経費を想定するとともに、財政の健全性の維持を図ること。

市役所の体制整備と職員の人材育成については、基本計画の推進に向けた簡素で効率的な組織体制を整備するとともに、第二期調布市職員人材育成基本方針に基づく取組を推進するほか、本年7月に取りまとめた不適正な会計事務処理に係る再発防止に向けた取組に基づき再発防止と職場環境の改善など全庁として継続的に取り組むこと。

3 スポーツ祭東京2013の最大限の活用

平成25年9月から10月にかけて、多摩地域で初めての大会となるスポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会及び第13回全国障害者スポーツ大会）が開催の運びとなる。特に、調布市においては、メイン会場である味の素スタジアムで総合開会式が開催され、全国各地を代表するアスリートや多くの観覧者をお迎えする。

加えて調布市は、多種目・複数日で展開する陸上競技の実施及び10市区町で共催するサッカー競技の幹事市など大会の重要な役割を担うことから、市民、事業者、関係団体等と連携・協力し、安全かつ効率的に開催すること。また、今後順次行われる関連イベント等と合わせ、このスポーツ祭を生かし、市民のボランティア活動の継続やスポーツを通じた健康づくり、アスリートの育成などにつなげるとともに、調布市の魅力を全国に発信し、多くの方に訪れたいと思われるまちを目指すこと。

平成24年10月12日

各部（局）長 様

行政経営部長

平成25年度予算編成方針について（通知）

「平成25年度における市政の経営方針（市長通達）」が示され、同通達に基づく平成25年度予算編成方針（調布市予算事務規則第4条に規定）を下記のとおり策定しましたので、厳しい財政状況を全職員が共通認識し、新たな基本計画や行革プラン、財政フレーム等の策定と併行する中で、限られた経営資源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を上げる予算の編成をお願いします。

記

1 平成23年度決算振返り（Check）

平成23年度決算を総括すると、歳入では、厳しい経済状況に伴い個人市民税が引き続き減収となったほか、年度途中における法人市民税の大幅な減収により、市税総体で2年連続の減収となる前年度比9億6000万円余の減収影響（前々年度比では21億3000万円余の減収）を受けました。法人市民税の減収影響には、臨時的な財源対策として減収補てん債の借入と臨時財政対策債の追加借入で対処することとなりました。一方、歳出では、職員退職手当や公社経営健全化促進事業費等の減により総体では微減となったものの、子ども手当や生活保護費等の増に伴い、民生費の構成比が歳出全体の約45%を占めるとともに、前年度比18億2000万円余の大幅な増となりました。

財政指標では、財政の弾力性を示す経常収支比率^{*1}は92.2%と、前年度と同率であったものの、臨時的な財源対策を含まない比率は95.9%と、

前年度から1.4ポイント上昇し財政の弾力性が低下したことから、持続可能で健全な財政運営に向けて、市独自の財政規律ガイドラインの「財政構造の見直しの視点」による歳入歳出両面からの不断の見直し・改革・改善に取り組み、弾力性の維持・向上を図ることが不可欠な状況です。

2 今後の中長期的展望とその対処

新たな基本構想の期間である今後10年は、21世紀の調布のまちの骨格が定まる大きな変革期であり、新たな基本計画において優先的かつ重点的に取り組む必要がある主要課題を重点プロジェクトとして位置づけ、取組を推進することとしています。そのため、この新たな基本計画の裏付けとなる6か年の財政フレームでは、財政状況が厳しい折、中長期的な視点での財政収支を見通しながら、事業の優先度や事業効果の検討・検証等を「選択と集中」の視点から行うとともに、単年度に過大な負担が集中しないよう事業の進捗調整による平準化を図るなど、6か年全体での収支の視点も含め、財政規律を保持していくことを基本に、予算編成と併行し策定作業を進めていきます。

今後の展望としては、歳入では、低迷する株価や円高の長期化、厳しい雇用情勢など、現下の先行き不透明な経済状況に伴い、市税や各種交付金の大幅な伸びが期待できないことに加え、平成25年度以降は臨時財政対策債の借入ができなくなることから、市政経営を支える主要な一般財源総体では、引き続き、減収となるものと見込んでいます。一方、歳出では、安全・安心のまちづくりや市民生活支援への取組をはじめ、増加する社会保障関係経費への対応、公共建築物の維持保全経費、京王線地下化切替後の駅前広場や鉄道敷地の整備など、様々な財政需要を想定しており、歳入歳出の乖離の拡大に伴い、大幅な財源不足が生じるものと見込んでいます。

これらの財源不足には、あらゆる角度からの財源確保と、事業の優先度や内容、規模、効果をこれまで以上に厳しく精査する不断の見直し・改革・改善の取組により対処することとしますが、なお不足する額については各種基金の利活用と、後年度負担に留意した適債事業への市債活用等により対処します。

また、調布市は、市税等の減収影響が普通交付税で補完されない不交付団体であることから、自主・自立的な財政運営で対処することとして「財政規

律ガイドライン」の3つの視点で進行管理を行い、市独自の財政規律を保持する中で持続可能で効果的・効率的な市政経営に取り組みます。（別紙参照）

3 平成25年度財政見通し

歳入では、厳しい経済状況等に起因した個人所得の減少による個人市民税の減収影響や臨時財政対策債の皆減等に伴い、平成25年度当初予算は、主要な一般財源が概ね450億円台と、平成24年度当初予算からの大幅な減収を見込んでいます。一方、歳出では、増加する社会保障関係経費や保育園待機児童対策経費、公共建築物の維持保全経費のほか、新たな基本計画の初年度としての重点プロジェクトの取組など、様々な行政需要を積み上げると歳入規模を大幅に上回るものと想定しています。また、平成25年度以降は、新ごみ処理施設の本稼動に伴い可燃ごみの広域処理費用等の減要因が見込めるものの、主要な一般財源の減収影響と同規模と想定され、財源不足の解消には至らないことから歳入歳出の乖離の拡大は避けがたく、今後の財政状況は厳しさを増すものと想定しています。

4 予算編成手法の改善（Action）

平成25年度予算編成では、引き続き、事務事業を単位とする決算振返りによる行政評価と一体となった総合調整の予算編成に取り組むことを基本としますが、新たな基本計画や財政フレーム等の策定作業と併行するため、早い段階から財政フレーム策定に向けた意見交換や各部との総括的ヒアリングを行うとともに、行政経営会議等における協議や課題整理を行うなど、全庁一丸となった予算編成に取り組めます。また、大きな財源不足が想定されることから、「事業の見直し、財源確保・経費縮減一覧表」の提出・協議を通じた財源の確保への取組や、「選択と集中」の視点から、これまで以上に事業の優先度や内容、規模、効果を厳しく精査するとともに、経常的経費の縮減に向けた一件ごときめ細かなチェック・点検と、創意工夫を重ねた総合調整により、限られた経営資源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を上げる予算を編成することとします。

また、新たな施策・評価体系と予算体系との一体化を図るとともに、厳しい財政状況を全職員で共通認識するため、財務会計システムの機能を活用しながら、予算編成過程の要求額・調整後額等の一層の情報共有化に努めます。

5 平成25年度予算編成における基本姿勢（Action⇒Plan）

新たな基本構想に掲げたまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け、厳しい財政状況の中、新たな基本計画に基づくまちづくりに取り組むため

- 一 新たな基本計画・行革プラン，財政フレームの策定と併行した複数年次を見据えた予算編成への取組
- 二 厳しい財政状況の中にあっても，市政の第一の責務としての市民の安全・安心の確保と市民生活支援への取組
- 三 大幅な財源不足に対処するため，「選択と集中」の視点から，既存事業の優先度や内容，規模，効果を厳しく精査するとともに，あらゆる角度からの財源確保への取組

以上の3点を基本姿勢として，平成25年度予算編成に当たることとします。

6 全般的事項

・ 基本的項目

- (1) 「平成25年度における市政の経営方針」を踏まえ，22万市民の福祉の向上を目指すため，人材，施設，財源，情報など，限られた経営資源を最大限活用し，持続可能で効果的・効率的な市政経営を推進すること。
- (2) 通年予算として編成することとし，平成24年度における各事務事業の進捗状況や国の政策動向等を踏まえた年度間の調整とともに，歳入歳出両面から不用額等の過大・過少が生じないように，平成23年度決算及び今年度上半期契約実績等を踏まえた予算を編成すること。
- (3) 監査委員からの決算審査における審査意見や例月出納検査の指摘事項については，具体的な見直し・改善方策を講じ，予算に反映すること。また，市民や議会からの意見についても，適切な改善方策を講じること。
- (4) 新たな基本構想に掲げた「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け，新たな基本計画に基づくまちづくりを進めていくため，基本計画・行革プラン，財政フレーム策定と併行した，複数年次を見据えた予算編成に各部長・次長のリーダーシップのもと取り組むこと。
- (5) 各公共施設の維持・保全については，現行の「調布市公共建築物維持保全計画」を基準に，新たな基本計画や財政フレーム等を踏まえた見直しと併行しながら，

施工内容，必要な機能とグレード，金額等を十分に検証するとともに，震災を教訓とした安全性の視点に留意しながら，必要な効果が得られる最小限の額を見積ること。

(6) 新規・拡充事業については，市税等の主要な一般財源の減収影響と行政需要の増大による深刻な財源不足を踏まえ，既存事業の見直しによるスクラップ・アンド・ビルドにより対処することを基本に，優先度や事業効果等を踏まえ厳選するとともに，「事業の見直し，財源確保・経費縮減一覧表」と併せた「新規・拡充事業一覧表」で管理することとして見積入力を行わないこと。（詳細は別途通知）

(7) 新たな基本計画の裏付けとなる6か年の財政フレームでは，中長期的な視点での財政収支を見通し，限られた財源の中で，事業の優先度や事業効果の検討・検証等を行うとともに事業の進捗調整による平準化を図るなど，予算編成と併行した策定作業を進めること。

・ 具体的項目

(8) 国及び東京都の制度改正等の動向に十分留意し，特に国の一括交付金化や東京都の補助・交付金の見直しなど，不確定な内容があることから，国や東京都との連携など情報収集を行い，最大限の財源確保に取り組むこと。

(9) 財政の弾力性低下に対処する財政構造の改善と健全性の維持・向上に向けた，総点検と見直し・改革・改善により経常的経費の縮減に取り組むこと。市が単独で実施している事業については，これまで以上に事業の優先度や内容，規模，効果を厳しく精査し，最少の経費に縮減するとともに，あらゆる角度からの新たな財源確保（特定財源の適用）や受益者負担の適正化等に努めること。また，国及び東京都の補助制度に，上乗せしている事務事業についても，その効果，負担割合等を再検証のうえ，不断の見直し・改革・改善を実践し，最小限の経費を見積もること。

併せて，市単独事業及び上乗せ事業の廃止に伴う市民生活への影響も考慮しながら，廃止（スクラップ）の検討も行うこと。

(10) 公金の適正執行及び経費縮減の観点から，これまで特命随意契約としてきた業務委託等についても，契約制度の原則である競争性を再考すること。また，業務委託等の仕様内容（範囲，回数，グレード等）を再検証し，

既成概念を払拭した最適化を図ること。※(9)同様の見直し

(11) 各特別会計が独立した会計であるとの再認識に立ち、会計間の均衡を失うことがないように、一般会計と同一基調での予算編成を行うこと。特に、収入未済額の解消による財源確保と徴収率の向上、医療給付費等の縮減方策（ジェネリック医薬品の利用促進やレセプト点検の強化）を講じて、一般会計からの財源補てん的な繰入金の縮減を図ること。

(12) 財政援助団体等に対して、厳しい財政状況を十分説明し、市と同一基調での財源確保、経費節減等の経営改善を求め、自主・独立の経営に向けた取組を求めること。また、各種団体や個人への奨励的な補助・交付金等についても、活動実績を踏まえ再検証し、時限の設定や対象事業の整理・統合など団体等の自立促進と適正化を図ること。

※補助金等については、廃止や時限の設定などを含めた見直しに向けて、複数年次の視点で取り組んでいきますので検討をお願いします。

(13) 限られた人材で、効果的・効率的な事務を執行するためには、日常業務の見直しが不可欠であり、事務事業の整理・統合などと併せ、業務のアウトソーシングやシステム導入（リニューアル含む）による費用対効果を再検証し、改善につなげること。また、労働安全衛生の改善につなげる事務処理の見直しと、多様な人材活用による相互調整を図ること。※(9)同様の見直し

(14) 「地球温暖化対策実行計画」等に基づく取組を推進するとともに、既存経費の内容についても再点検し、環境に配慮した予算を編成すること。なお、予算見積りに当たっては、環境配慮の効果とともに、取組実績や経費の年度間の推移等を把握・分析し、費用対効果の観点を踏まえること。

(15) 予算見積りに当たっては、歳入・歳出の計上節ごと、予算編成事務要領に記載の「平成25年度見積指針」を踏まえた積算を行うこと（行政経営部（財政課）と各部（課）の予算ヒアリングは見積指針を基準に実施すること）。

(16) 部を横断する重要課題への取組等、複数の部課と関連のある事業については、関係部課との調整・協議を図ること。また、他部課との連携により、国及び東京都などの財源確保につながる場合もあることから、関連する事業の把握に努めること。

(17) 各部における予算の総合調整については、厳しい財政状況を踏まえ、これまで培ってきた歳入歳出の連動によるコスト意識を最大限発揮する中で、各部長の指示のもと、次長が総括し、現下の財政状況を十分認識し、最少の経費で最大の効果を上げるべく、「平成25年度における市政の経営方針」に基づき、各部の自主的・自立的な取組により実施していくこと。

また、平成25年度予算編成は、新たな基本計画や行革プラン、財政フレームの策定と併行した取組となるため、各部における見積段階からの部内進行管理、マネジメント機能の向上に留意して総合調整を図ること。

経常収支比率^{※1}

市税など毎年度経常的に収入できる一般財源が同じく経常的に支出する経費にどのくらい充てられているかを示す指標
《参考》H21/91.0% (93.2%) H22/92.2% (94.5%) H23/92.2 (95.9%)

別紙

財政規律ガイドラインを見据えた取組

平成25年度予算編成は「財政規律ガイドライン」に基づく3つの視点から進行管理し、市独自の財政規律を保持した自主・自立的な取組を推し進めます。

1 財政構造の見直しの視点

- ・ 徴収率向上に向けての取組（市税及び国民健康保険税）
- ・ 未収金の縮減・解消に向けた取組（組織の横断的・適時な取組）
- ・ 自主財源・特定財源の両面からの積極的な財源確保
- ・ 監査委員からの決算審査の審査意見や例月出納検査の指摘事項等の改善
- ・ 経常的な事務事業（物件費・補助費等）の総点検
- ・ 歳入歳出両面からの不断の見直し・改革・改善の取組

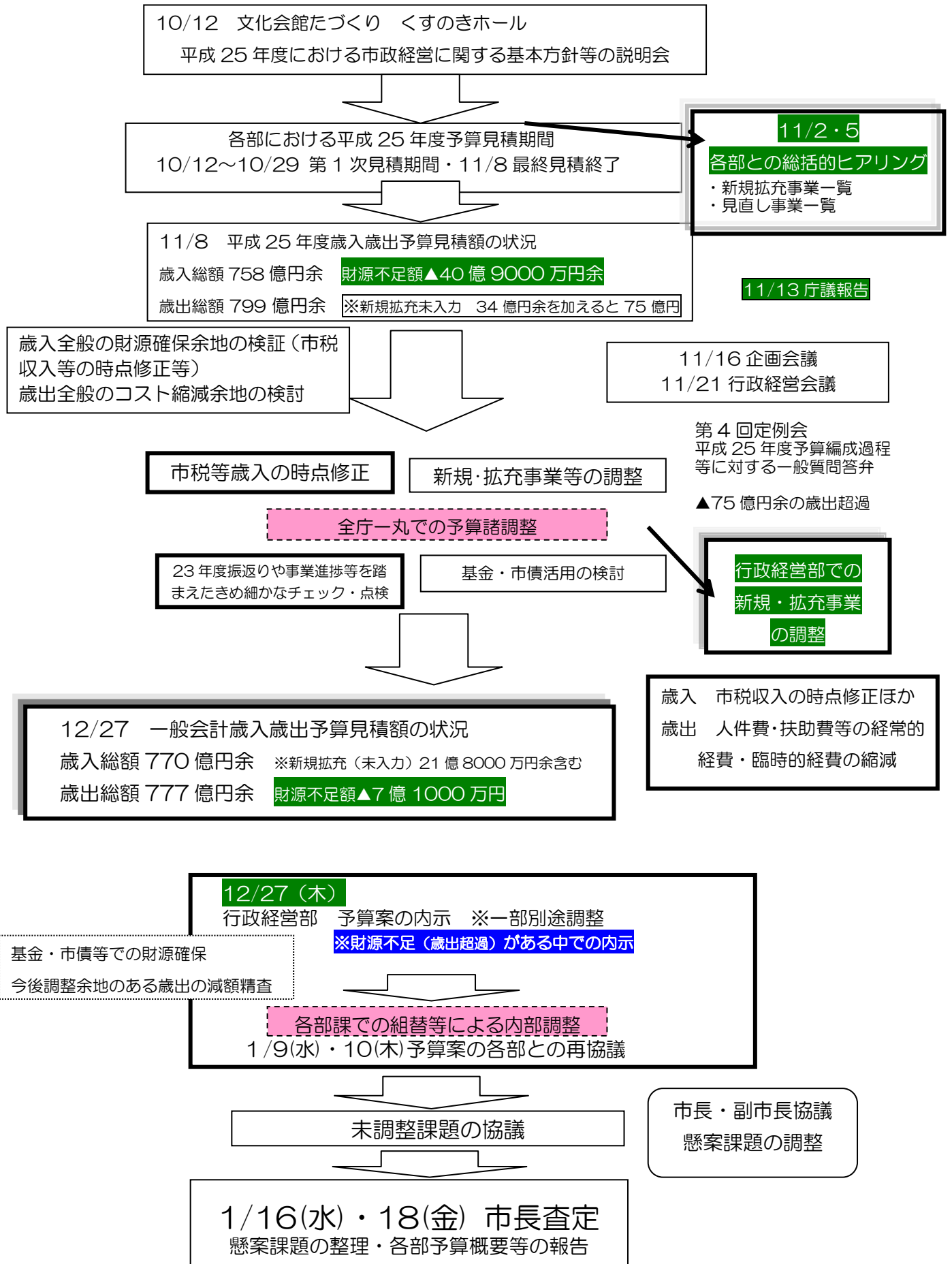
2 財政基盤の強化の視点

- ・ 公共建築物維持保全への対応や中心市街地をはじめとする街づくりなどの特定目的、適時な市民生活支援や年度間調整としての基金の利活用のほか、財源確保と経費縮減の取組成果とも言える実質収支や財政効果額の活用による財政基盤の強化等

3 連結ベースでの債務残高縮減の視点

- ・ 後年度負担に留意した適債事業の厳選
- ・ 土地開発公社経営健全化促進事業の継続的な取組による債務残高の縮減
- ・ 国や東京都の特定財源確保による債務残高の解消等

平成 25 年度予算編成過程のフロー



☑ 予算編成過程

◇各部調整後（11月8日時点）の予算見積状況

平成25年度の予算編成については、10月12日に開催した平成25年度における市政経営方針等の説明会から実質的な予算編成作業に着手しました。市長通達『平成25年度における市政の経営方針』に基づき、新総合計画の初年度として、基本構想に掲げたまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現と、市政における第一の責務として、市民の安全・安心と市民生活支援に取り組むため、事業の選択と集中と平成23年度決算振返り・平成24年度執行状況等を踏まえた、一件ごときめ細かなチェック・点検と創意工夫を重ね合わせ、最少の経費で最大の効果を挙げる予算編成に全庁で取り組みました。

各部調整後（11月8日時点）の予算見積額の状況では、前年度予算と比較して、歳入29億円余の減、歳出37億円余の増で歳出超過(財源不足)が40億円余、これに別途集計した新規・拡充事業を加えると、歳出超過(財源不足)は75億円余でした。

※平成24年度予算編成での同時期：歳出超過(財源不足)が75億円余（別途集計の新規・拡充事業含む）

各部調整後の歳出超過を調整するため、財政規律の確保(財源確保、事務事業の効率化、経費算定等)を視野に各部とのヒアリングを通じ、歳入歳出両面での見直しや時点修正を行い、全庁での予算の総合調整を実施しました。

11月8日時点の各部調整後予算見積額の状況

(単位：百万円,%)

区 分	11月8日見積額	参考24年度予算	増減額	構成比	増減率	主な増減要因
歳 入	75,831	76,130	▲ 299	100.0	▲ 0.4	
市 税	41,920	42,229	▲ 309	55.3	▲ 0.7	個人市民税等の減
国 庫 支 出 金	12,225	10,136	2,089	16.1	20.6	社会資本整備総合交付金の増
都 支 出 金	9,799	9,391	408	12.9	4.3	再開発事業費補助金の増
市 債	3,000	2,988	12	4.0	0.4	
そ の 他	8,887	11,386	▲ 2,499	11.7	▲ 22.0	財調繰入金等の減

区 分	11月8日見積額	参考24年度予算	増減額	構成比	増減率	主な増減要因
歳 出	79,928	76,130	3,798	100.0	5.0	
総 務 費	8,989	8,494	494	11.2	5.8	選挙費等の増
民 生 費	37,287	35,226	2,061	46.6	5.9	社会保障関連経費の増
衛 生 費	5,571	6,662	▲ 1,090	7.0	▲ 16.4	塵芥処分費等の減
土 木 費	10,678	9,101	1,577	13.4	17.3	再開発事業等の増
消 防 費	2,769	2,742	27	3.5	1.0	消防用備品購入費の増
教 育 費	9,101	7,618	1,483	11.4	19.5	学校整備費の増
そ の 他	5,533	6,287	▲ 754	6.9	▲ 12.0	普通財産取得費の減

参考

区 分	11月8日見積額	参考 前年同時期	差引増減
歳入見積額	75,831	73,812	2,018
歳出見積額	79,928	79,437	491
歳入歳出差引額	▲ 4,098	▲ 5,625	1,527

※別途集計の新規・拡充事業⇒歳入11.9億円、歳出46.5億円（歳入歳出差引額▲34.6億円）

◇各部における再調整後、予算案内示時点（12月27日時点）の予算見積状況

各部とのヒアリングを通じ、平成23年度決算振返り・平成24年度執行状況等を勘案した財源確保や経費縮減の視点のほか、監査委員からの留意事項、財政規律の確保（財源確保、事務事業の効率化、経費算定等）とともに、事業進捗や緊急度、優先度等を踏まえた選択と集中の視点を含めた予算の調整を図りました。

各部との調整において、歳入では、市税の時点修正をはじめ、歳出連動による国・都支出金などの確保や、年度間調整財源としての財政調整基金10億円の財源を見込みました。

一方、歳出では、実績勘案や今後の伸び率等の時点修正による事業費精査のほか、平成21年度に計画した公共建築物維持保全計画の時点修正、新規拡充事業の厳選など、事業進捗状況や優先度等を踏まえた各部との調整を行いました。

この結果、歳入予算見積額770億5000万円余、歳出予算見積額777億6000万円余となり、歳出超過（財源不足）は7億円余あるものの、今後の基金等の財源活用や調整余地のある歳出減を想定する中で、12月27日に各部に予算案内示を行いました。

1月9日、10日に各部との総合調整を実施し、なお懸案課題とした内容について、市長査定事項としました。

※各部における懸案課題の整理については、1月16、18日に市長査定（フリーフィンク）を行い、総合調整を実施しました。

各部再調整後、予算案内示時点（12月27日時点）の予算見積状況

（単位：百万円、%）

区分	12月27日見積額	参考24年度予算	増減額	構成比	増減率	11月8日見積額
歳入	77,056	76,130	926	100.0	1.2	75,831
市 税	42,311	42,229	82	54.9	0.2	41,920
国庫支出金	11,514	10,136	1,378	14.9	13.6	12,225
都支出金	9,776	9,391	385	12.7	4.1	9,799
市 債	2,880	2,988	▲108	3.7	▲3.6	3,000
その他	10,574	11,386	▲812	13.8	▲7.1	8,887

区分	12月27日見積額	参考24年度予算	増減額	構成比	増減率	11月8日見積額
歳出	77,761	76,130	1,631	100.0	2.1	79,928
総務費	8,587	8,494	93	11.0	1.1	8,989
民生費	36,821	35,226	1,595	47.4	4.5	37,287
衛生費	5,265	6,662	▲1,397	6.8	▲21.0	5,571
土木費	9,986	9,101	885	12.8	9.7	10,678
消防費	2,839	2,742	98	3.7	3.6	2,769
教育費	8,746	7,618	1,128	11.2	14.8	9,101
その他	5,517	6,287	▲770	7.1	▲12.2	5,533

歳入歳出差引額	▲705		▲705			▲4,098
---------	------	--	------	--	--	--------

※12月27日見積額には、別途集計の新規・拡充事業のうち、実施予定の金額を含んでいます。

参考

区分	12月27日見積額	11月8日見積額	差引増減
歳入見積額	77,056	75,831	1,225
歳出見積額	77,761	79,928	▲2,168
歳入歳出差引額	▲705	▲4,098	3,393

◇総合調整後（1月25日時点）の予算見積状況

予算案内示以降、歳出では未調整事項となっていた案件の減額精査を行うとともに、未確定であった事項の確定に伴う減額を見込みました。

また、歳入では、補助対象事業の精査を行う中で、国や都の特定財源の最大限の確保に引き続き取り組みました。

現在も引き続き、歳入歳出の収支均衡に向け、平成25年度予算の歳入歳出両面からの総合調整に対処しているところです。

現時点（1月25日時点）での予算見積額の状況は、歳入総額771億2000万円余、歳出総額771億9000万円余となり、現時点での歳出超過（財源不足額）は7000万円余となっています。

総合調整後（1月25日時点）の予算見積状況

（単位：百万円、%）

区分	1月25日見積額	参考24年度予算	増減額	構成比	増減率	12月27日見積額
歳入	77,124	76,130	994	100.0	1.3	77,056
市税	42,311	42,229	82	54.9	0.2	42,311
国庫支出金	11,717	10,136	1,581	15.2	15.6	11,514
都支出金	9,473	9,391	82	12.3	0.9	9,776
市債	3,021	2,988	33	3.9	1.1	2,880
その他	10,601	11,386	▲785	13.7	▲6.9	10,574

区分	1月25日見積額	参考24年度予算	増減額	構成比	増減率	12月27日見積額
歳出	77,199	76,130	1,069	100.0	1.4	77,761
総務費	8,628	8,494	133	11.2	1.6	8,587
民生費	36,747	35,226	1,521	47.6	4.3	36,821
衛生費	5,146	6,662	▲1,515	6.7	▲22.7	5,265
土木費	9,695	9,101	594	12.6	6.5	9,986
消防費	2,791	2,742	50	3.6	1.8	2,839
教育費	8,686	7,618	1,068	11.3	14.0	8,746
その他	5,505	6,287	▲782	7.0	▲12.4	5,517

歳入歳出差引額	▲75		▲75			▲705
---------	-----	--	-----	--	--	------

参考

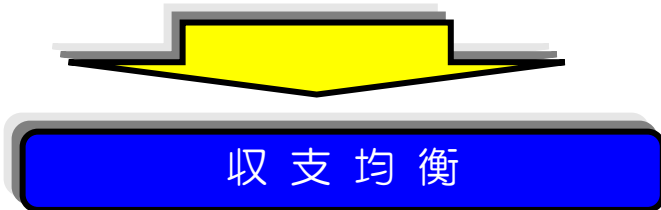
区分	1月25日見積額	12月27日見積額	差引増減
歳入見積額	77,124	77,056	68
歳出見積額	77,199	77,761	▲562
歳入歳出差引額	▲75	▲705	630

収支均衡に向けた諸調整

（単位：百万円）

1月25日現在の歳出超過額（財源不足）	75
---------------------	----

◇収支均衡に向けた歳入歳出両面からの総合調整



◇予算編成過程の一覧表

(単位：百万円,%)

区分	各部調整後 11/8見積額 A	予算案内示時点 12/27見積額 B	差引 B-A	1/25見積 額 C	差引 C-B	最終予算案 D	差引 D-C	参考 24年度予算
歳入	75,831	77,056	1,225	77,124	68	77,110	▲14	76,130
市 税	41,920	42,311	392	42,311	0	42,311	0	42,229
国庫支出金	12,225	11,514	▲711	11,717	203	11,719	2	10,136
都支出金	9,799	9,776	▲23	9,473	▲303	9,368	▲105	9,391
市 債	3,000	2,880	▲120	3,021	141	3,021	0	2,988
その他	8,887	10,574	1,687	10,601	27	10,690	89	11,386

区分	各部調整後 11/8見積額 A	予算案内示時点 12/27見積額 B	差引 B-A	1/25見積 額 C	差引 C-B	最終予算案 D	差引 D-C	参考 24年度予算
歳出	79,928	77,761	▲2,168	77,199	▲562	77,110	▲89	76,130
総務費	8,989	8,587	▲402	8,628	41	8,573	▲55	8,494
民生費	37,287	36,821	▲466	36,747	▲74	36,750	3	35,226
衛生費	5,571	5,265	▲306	5,146	▲119	5,140	▲7	6,662
土木費	10,678	9,986	▲692	9,695	▲290	9,685	▲11	9,101
消防費	2,769	2,839	70	2,791	▲48	2,791	0	2,742
教育費	9,101	8,746	▲356	8,686	▲59	8,701	15	7,618
その他	5,533	5,517	▲16	5,505	▲12	5,470	▲35	6,287

歳入歳出差引額	▲4,098	▲705	3,393	▲75	630	0	75	
---------	--------	------	-------	-----	-----	---	----	--

概要説明（1月25日）以降の収支均衡までの調整の内容

収支均衡に向けた諸調整

◆歳入

- 都支出金 都補助金の減（妊婦健診，子宮頸がん補助金），都補助金の増（緊急雇用追加分）
- その他 基金繰入金の減（財政調整基金（10億円→9.8億円），公共施設整備基金（3.8億円→3.7億円）
不動産売却収入の増

◆歳出

- 共通 職員人件費の精査の減
- 総務費 退職手当の減，工事費の減，緊急雇用追加分の増
- 教育費 緊急雇用追加分の増
- その他 議員共済費の通知に伴う減

参 考

歳入歳出両面（財源確保・経費縮減）での調整の取組

単位：百万円

歳入歳出両面での調整額		大 分 類	主な取組内容
歳入予算(案)	歳出予算(案)		
+85 の調整増 ※別集計の 新規拡充 事業等を含 む	▲7,473 の調整減 ※別集計の 新規拡充 事業等を含 む	平成23年度決算振返りによる見直し	決算分析による収入率・執行率の再検証による見直しなど
		平成24年度契約実績等による見直し	収入見込み・契約実績等の執行見込みを踏まえた見直しなど
		随意契約の委託仕様等の見直し	委託金額の妥当性、仕様の再検証による見直しなど
		事務事業評価時点修正を踏まえた見直し	決算振返り等による有効性・効率性評価等による見直しなど
		監査委員からの指摘事項の見直し	収入未済の縮減・事務事業見直し等による経費の縮減など
		基本計画策定と併行した見直し	基本計画事業の複数年次を見据えた事業進捗調整など
		行革プランの取組	市税徴収率の向上・職員の定員適正化・広告料収入の確保など
		公共建築物維持保全計画の取組	維持保全・改良工事実施におけるコスト縮減、コスト最適化
		財政規律ガイドラインに基づく総合調整	財政構造見直し・財政基盤強化・債務残高縮減への留意など
新規・拡充事業の事前評価による厳選	新規・拡充事業の優先度・緊急度・効果等事前評価による厳選		
調整額	7,558		

※各部調整時点(11/8時点)の予算見積額と比較した最終予算案

主な見直し・改革・改善の事例

単位：百万円

歳出面からの主な見直し・改革・改善	縮減効果額
職員人件費の見直し(住居手当)	18
公共建築物維持保全・改修の仕様・施工内容・経費等見直し	49
庁内OAシステム等開発委託料の仕様見直し	67
グリーンホール及び文化会館たづくりの指定管理料の見直し	27
レセプト等点検及びジェネリック医薬品利用促進による医療費削減	76
病児・病後児ケア相談支援事業の見直し	7
学童クラブ分室移転に伴う建物賃借料の削減	12
大気汚染測定調査委託料の仕様見直し	3
東京都区市町村振興基金の特別利率適用	8
特命随意契約等の仕様等の見直し	172
システム機器等新規リースの見直し(再リース)	21
合 計 a	462

歳入面からの主な見直し・改革・改善	財源確保額
緊急雇用創出補助金の確保	33
個人市民税普通徴収分徴収率向上による財源確保	50
償却資産の未申告調査による財源確保	1
不動産売却収入の確保	110
(財)自治総合センター助成金等の確保(せんがわ劇場)	6
発達障害者支援体制整備推進事業等の財源(補助金)確保	16
新たな使用料の確保(総合体育館駐車場)	8
合 計 b	223

合 計 a+b	685
---------	-----

※縮減効果額と財源確保額を合計して、財政効果額を算出。

このほか、決算振返り等による全事務事業を見直し・改革・改善の視点で検証

平成25年度会計別予算の状況

(単位：千円, %)

会 計	平成25年度予算	平成24年度予算	増 減 額	増 減 率
一 般 会 計	77,110,000	76,130,000	980,000	1.3
特 別 会 計	41,270,924	40,881,775	389,149	1.0
国民健康保険事業特別会計	21,308,003	21,023,227	284,776	1.4
用 地 特 別 会 計	178,612	933,354	▲ 754,742	▲ 80.9
下 水 道 事 業 特 別 会 計	3,539,288	3,554,175	▲ 14,887	▲ 0.4
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	11,879,122	11,139,179	739,943	6.6
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	4,365,899	4,231,840	134,059	3.2
合 計	118,380,924	117,011,775	1,369,149	1.2

平成25年度一般会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	2 5 年 度 A	2 4 年 度 B	増 減 額 A-B
5 市 税	千円	42,311,482	42,229,161	千円 82,321
	5 市 民 税	21,946,720	22,200,426	▲ 253,706
	10 固 定 資 産 税	15,729,020	15,485,687	243,333
	15 軽 自 動 車 税	84,650	86,373	▲ 1,723
	20 市 た ば こ 税	1,440,411	1,375,000	65,411
	25 特 別 土 地 保 有 税	1	1	0
	28 入 湯 税	1,924	1,950	▲ 26
	30 都 市 計 画 税	3,108,756	3,079,724	29,032
10 地 方 譲 与 税		358,600	364,800	▲ 6,200
	7 地 方 揮 発 油 譲 与 税	103,000	113,100	▲ 10,100
	10 自 動 車 重 量 譲 与 税	255,000	251,100	3,900
	20 航 空 機 燃 料 譲 与 税	600	600	0
15 利 子 割 交 付 金		250,000	254,000	▲ 4,000
	5 利 子 割 交 付 金	250,000	254,000	▲ 4,000
16 配 当 割 交 付 金		127,000	124,000	3,000
	5 配 当 割 交 付 金	127,000	124,000	3,000
17 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		27,000	25,000	2,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	27,000	25,000	2,000
18 地 方 消 費 税 交 付 金		2,260,000	2,288,000	▲ 28,000
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	2,260,000	2,288,000	▲ 28,000
20 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		7,500	7,800	▲ 300
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,500	7,800	▲ 300
30 自 動 車 取 得 税 交 付 金		220,000	227,000	▲ 7,000
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	220,000	227,000	▲ 7,000
33 地 方 特 例 交 付 金		150,000	174,000	▲ 24,000
	5 地 方 特 例 交 付 金	150,000	174,000	▲ 24,000
35 地 方 交 付 税		30,000	30,000	0
	5 地 方 交 付 税	30,000	30,000	0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		30,000	36,000	▲ 6,000
	5 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	30,000	36,000	▲ 6,000

款	項	2 5 年 度	2 4 年 度	増 減 額
		A	B	A-B
45 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 1,691,735	千円 1,516,779	千円 174,956
	10 負 担 金	1,691,735	1,516,779	174,956
50 使 用 料 及 び 手 数 料		2,305,633	2,530,305	▲ 224,672
	5 使 用 料	1,570,924	1,605,399	▲ 34,475
	10 手 数 料	734,709	924,906	▲ 190,197
55 国 庫 支 出 金		11,719,001	10,136,084	1,582,917
	5 国 庫 負 担 金	9,142,621	8,715,542	427,079
	10 国 庫 補 助 金	2,521,581	1,364,151	1,157,430
	15 委 託 金	54,799	56,391	▲ 1,592
60 都 支 出 金		9,368,181	9,390,769	▲ 22,588
	5 都 負 担 金	3,024,650	2,952,927	71,723
	10 都 補 助 金	5,785,296	6,027,638	▲ 242,342
	15 委 託 金	558,235	410,204	148,031
65 財 産 収 入		185,872	421,867	▲ 235,995
	5 財 産 運 用 収 入	11,821	15,716	▲ 3,895
	10 財 産 売 払 収 入	174,051	406,151	▲ 232,100
70 寄 附 金		2	2	0
	5 寄 附 金	2	2	0
75 繰 入 金		1,945,951	2,254,560	▲ 308,609
	5 特 別 会 計 繰 入 金	5	4	1
	10 基 金 繰 入 金	1,945,946	2,254,556	▲ 308,610
80 繰 越 金		500,000	500,000	0
	5 繰 越 金	500,000	500,000	0
85 諸 収 入		601,043	631,873	▲ 30,830
	5 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料	40,001	40,001	0
	10 市 預 金 利 子	501	1,201	▲ 700
	20 貸 付 金 元 利 収 入	33,051	33,636	▲ 585
	25 受 託 事 業 収 入	410	416	▲ 6
	30 収 益 事 業 収 入	2	2	0
	35 雑 入	527,078	556,617	▲ 29,539
90 市 債		3,021,000	2,988,000	33,000
	5 市 債	3,021,000	2,988,000	33,000
歳 入 合 計		77,110,000	76,130,000	980,000

平成25年度一般会計歳入歳出予算

歳 出

款	項	2 5 年 度 A	2 4 年 度 B	増 減 額 A-B
5 議 会 費		千円 506,009	千円 517,961	千円 ▲ 11,952
	5 議 会 費	506,009	517,961	▲ 11,952
10 総 務 費		8,572,582	8,494,255	78,327
	5 総 務 管 理 費	5,060,277	5,273,478	▲ 213,201
	10 徴 税 費	798,889	783,097	15,792
	15 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	435,012	463,193	▲ 28,181
	20 選 挙 費	205,520	52,353	153,167
	25 統 計 調 査 費	32,518	28,644	3,874
	30 監 査 委 員 費	51,697	56,148	▲ 4,451
	35 生 活 文 化 費	1,988,669	1,837,342	151,327
15 民 生 費		36,750,105	35,225,993	1,524,112
	5 社 会 福 祉 費	16,115,786	14,945,013	1,170,773
	10 児 童 福 祉 費	14,314,312	14,177,950	136,362
	15 生 活 保 護 費	6,279,727	6,063,156	216,571
	20 国 民 年 金 費	40,280	39,874	406
20 衛 生 費		5,139,814	6,661,597	▲ 1,521,783
	5 保 健 衛 生 費	2,188,926	2,148,518	40,408
	10 清 掃 費	2,950,888	4,513,079	▲ 1,562,191
25 労 働 費		66,553	69,647	▲ 3,094
	5 労 働 諸 費	66,553	69,647	▲ 3,094
30 農 業 費		80,073	85,329	▲ 5,256
	5 農 業 費	80,073	85,329	▲ 5,256
35 商 工 費		340,384	423,785	▲ 83,401
	5 商 工 費	340,384	423,785	▲ 83,401
40 土 木 費		9,684,873	9,101,087	583,786
	5 土 木 管 理 費	649,445	649,925	▲ 480
	10 道 路 橋 り ょ う 費	1,605,099	1,605,689	▲ 590
	15 都 市 計 画 費	6,764,232	6,320,146	444,086
	20 住 宅 費	666,097	525,327	140,770

款	項	2 5 年 度	2 4 年 度	増 減 額
		A	B	A-B
45 消 防 費		千円 2,791,435	千円 2,741,812	千円 49,623
	5 消 防 費	2,791,435	2,741,812	49,623
50 教 育 費		8,701,266	7,618,204	1,083,062
	5 教 育 総 務 費	1,189,504	1,232,720	▲ 43,216
	10 小 学 校 費	3,355,584	2,711,327	644,257
	15 中 学 校 費	901,847	613,018	288,829
	20 幼 稚 園 費	531,396	522,798	8,598
	25 社 会 教 育 費	1,745,314	1,874,231	▲ 128,917
	30 保 健 体 育 費	977,621	664,110	313,511
60 公 債 費		4,376,694	4,521,444	▲ 144,750
	5 公 債 費	4,376,694	4,521,444	▲ 144,750
65 諸 支 出 金		212	568,886	▲ 568,674
	3 普 通 財 産 取 得 費	0	568,518	▲ 568,518
	5 美 術 作 品 等 取 得 基 金 費	212	368	▲ 156
90 予 備 費		100,000	100,000	0
	5 予 備 費	100,000	100,000	0
歳 出 合 計		77,110,000	76,130,000	980,000

平成25年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	2 5 年 度 A	2 4 年 度 B	増 減 額 A-B
5 国民健康保険税		千円 4,623,301	千円 4,787,465	千円 ▲ 164,164
	5 国民健康保険税	4,623,301	4,787,465	▲ 164,164
10 使用料及び手数料		4	4	0
	5 手 数 料	4	4	0
15 国 庫 支 出 金		4,461,339	4,389,382	71,957
	5 国 庫 負 担 金	4,231,842	4,177,574	54,268
	10 国 庫 補 助 金	229,497	211,808	17,689
20 療養給付費等交付金		831,309	857,209	▲ 25,900
	5 療養給付費等交付金	831,309	857,209	▲ 25,900
22 前期高齢者交付金		4,226,851	3,979,206	247,645
	5 前期高齢者交付金	4,226,851	3,979,206	247,645
25 都 支 出 金		1,436,336	1,416,639	19,697
	3 都 負 担 金	173,652	163,910	9,742
	5 都 補 助 金	1,262,684	1,252,729	9,955
30 共同事業交付金		2,405,543	2,543,263	▲ 137,720
	5 共同事業交付金	2,405,543	2,543,263	▲ 137,720
35 財 産 収 入		1	1	0
	5 財 産 運 用 収 入	1	1	0
40 繰 入 金		3,301,303	3,034,041	267,262
	5 一 般 会 計 繰 入 金	3,301,303	3,034,041	267,262
45 繰 越 金		1	1	0
	5 繰 越 金	1	1	0
50 諸 収 入		22,015	16,016	5,999
	5 延滞金,加算金及び過料	8,103	8,103	0
	10 市 預 金 利 子	100	100	0
	12 受 託 事 業 収 入	1	1	0
	15 雑 入	13,811	7,812	5,999
歳 入 合 計		21,308,003	21,023,227	284,776

歳 出

款	項	2 5 年 度 A	2 4 年 度 B	増 減 額 A-B
5 総 務 費		千円 340,144	千円 327,526	千円 12,618
	5 総 務 管 理 費	293,902	278,758	15,144
	10 徴 税 費	46,242	48,768	▲ 2,526
10 保 険 給 付 費		13,885,249	13,844,385	40,864
	5 療 養 諸 費	12,344,385	12,334,367	10,018
	10 高 額 療 養 費	1,384,443	1,342,990	41,453
	13 移 送 費	160	160	0
	18 出 産 育 児 諸 費	121,861	134,468	▲ 12,607
	25 葬 祭 費	15,500	15,500	0
	29 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	18,900	16,900	2,000
12 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		3,077,549	2,908,433	169,116
	5 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	3,077,549	2,908,433	169,116
13 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1,970	3,510	▲ 1,540
	5 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,970	3,510	▲ 1,540
15 老 人 保 健 拠 出 金		127	127	0
	5 老 人 保 健 拠 出 金	127	127	0
18 介 護 納 付 金		1,342,567	1,252,248	90,319
	5 介 護 納 付 金	1,342,567	1,252,248	90,319
20 共 同 事 業 拠 出 金		2,374,468	2,405,350	▲ 30,882
	5 共 同 事 業 拠 出 金	2,374,468	2,405,350	▲ 30,882
25 保 健 事 業 費		259,942	255,661	4,281
	3 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	232,442	228,604	3,838
	5 保 健 事 業 費	27,500	27,057	443
35 公 債 費		83	83	0
	5 公 債 費	83	83	0
40 諸 支 出 金		20,904	20,904	0
	5 償 還 金 及 び 還 付 金	20,903	20,903	0
	10 繰 出 金	1	1	0
90 予 備 費		5,000	5,000	0
	5 予 備 費	5,000	5,000	0
歳 出 合 計		21,308,003	21,023,227	284,776

平成25年度用地特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	25年度 A	24年度 B	増減額 A-B
5 財産収入		千円 101,159	千円 855,946	千円 ▲ 754,787
	5 財産運用収入	3,138	2,742	396
	10 財産売却収入	98,021	853,204	▲ 755,183
10 繰入金		77,452	77,407	45
	5 一般会計繰入金	77,452	77,407	45
15 繰越金		1	1	0
	5 繰越金	1	1	0
歳入合計		178,612	933,354	▲ 754,742

歳 出

款	項	25年度 A	24年度 B	増減額 A-B
5 用地費		千円 111,573	千円 865,208	千円 ▲ 753,635
	5 用地買収費	111,573	865,208	▲ 753,635
10 繰出金		3,139	2,743	396
	5 一般会計繰出金	1	1	0
	10 基金繰出金	3,138	2,742	396
15 公債費		63,900	65,403	▲ 1,503
	5 公債費	63,900	65,403	▲ 1,503
歳出合計		178,612	933,354	▲ 754,742

平成25年度下水道事業特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	2 5 年 度 A	2 4 年 度 B	増 減 額 A-B
5 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 47,323	千円 160,733	千円 ▲ 113,410
	5 負 担 金	47,323	160,733	▲ 113,410
10 使 用 料 及 び 手 数 料		2,074,746	2,077,512	▲ 2,766
	5 使 用 料	2,074,240	2,077,036	▲ 2,796
	10 手 数 料	506	476	30
15 国 庫 支 出 金		143,400	234,270	▲ 90,870
	5 国 庫 補 助 金	143,400	234,270	▲ 90,870
20 都 支 出 金		7,170	11,712	▲ 4,542
	5 都 補 助 金	7,170	11,712	▲ 4,542
25 財 産 収 入		94	34	60
	5 財 産 売 払 収 入	94	34	60
30 繰 入 金		432,962	389,121	43,841
	5 一 般 会 計 繰 入 金	432,962	389,121	43,841
35 繰 越 金		10,000	10,000	0
	5 繰 越 金	10,000	10,000	0
40 諸 収 入		193	193	0
	5 延 滞 金, 加 算 金 及 び 過 料	1	1	0
	10 市 預 金 利 子	1	1	0
	15 雑 入	191	191	0
90 市 債		823,400	670,600	152,800
	5 市 債	823,400	670,600	152,800
歳 入	合 計	3,539,288	3,554,175	▲ 14,887

歳 出

款	項	2 5 年 度 A	2 4 年 度 B	増 減 額 A-B
5 総 務 費		千円 486,497	千円 468,944	千円 17,553
	5 総 務 管 理 費	486,497	468,944	17,553
10 事 業 費		2,768,277	2,705,086	63,191
	5 管 渠 整 備 費	2,768,277	2,705,086	63,191
15 公 債 費		274,514	370,145	▲ 95,631
	5 公 債 費	274,514	370,145	▲ 95,631
90 予 備 費		10,000	10,000	0
	5 予 備 費	10,000	10,000	0
歳 出	合 計	3,539,288	3,554,175	▲ 14,887

平成25年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	2 5 年 度 A	2 4 年 度 B	増 減 額 A-B
5 保 險 料		千円 2,557,623	千円 2,498,856	千円 58,767
	5 介 護 保 險 料	2,557,623	2,498,856	58,767
10 使 用 料 及 び 手 数 料		630	600	30
	3 使 用 料	630	600	30
15 国 庫 支 出 金		2,511,973	2,268,569	243,404
	5 国 庫 負 担 金	1,967,807	1,794,294	173,513
	10 国 庫 補 助 金	544,166	474,275	69,891
20 支 払 基 金 交 付 金		3,262,907	2,989,429	273,478
	5 支 払 基 金 交 付 金	3,262,907	2,989,429	273,478
25 都 支 出 金		1,725,881	1,687,529	38,352
	5 都 負 担 金	1,672,198	1,538,595	133,603
	7 都 補 助 金	53,683	47,118	6,565
	10 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	0	101,816	▲ 101,816
30 財 産 収 入		444	613	▲ 169
	5 財 産 運 用 収 入	444	613	▲ 169
35 繰 入 金		1,819,594	1,693,513	126,081
	5 一 般 会 計 繰 入 金	1,819,594	1,693,513	126,081
40 繰 越 金		1	1	0
	5 繰 越 金	1	1	0
45 諸 収 入		69	69	0
	5 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	3	3	0
	10 市 預 金 利 子	1	1	0
	15 雑 入	65	65	0
歳 入 合 計		11,879,122	11,139,179	739,943

歳 出

款	項	2 5 年 度 A	2 4 年 度 B	増 減 額 A-B
5 総 務 費		千円 364,938	千円 365,170	千円 ▲ 232
	5 総 務 管 理 費	232,007	242,049	▲ 10,042
	10 徴 収 費	9,512	10,357	▲ 845
	15 介 護 認 定 審 査 会 費	77,517	71,203	6,314
	20 認 定 調 査 費	45,902	41,561	4,341
10 保 険 給 付 費		11,200,012	10,255,041	944,971
	5 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	9,861,075	9,005,343	855,732
	10 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	741,277	683,491	57,786
	15 そ の 他 諸 費	15,291	13,994	1,297
	20 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	196,763	190,478	6,285
	23 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	27,075	26,036	1,039
	30 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	358,531	335,699	22,832
12 地 域 支 援 事 業 費		291,302	258,746	32,556
	5 介 護 予 防 事 業 費	52,018	53,932	▲ 1,914
	10 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	239,284	204,814	34,470
25 基 金 積 立 金		16,816	254,168	▲ 237,352
	5 基 金 積 立 金	16,816	254,168	▲ 237,352
30 諸 支 出 金		5,054	5,054	0
	5 償 還 金 及 び 還 付 金	5,053	5,053	0
	10 繰 出 金	1	1	0
90 予 備 費		1,000	1,000	0
	5 予 備 費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計		11,879,122	11,139,179	739,943

平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	25年度 A	24年度 B	増減額 A-B
5 後期高齢者医療保険料		千円 2,268,357	千円 2,221,274	千円 47,083
	5 後期高齢者医療保険料	2,268,357	2,221,274	47,083
10 使用料及び手数料		1	1	0
	5 手数料	1	1	0
15 繰入金		1,975,455	1,895,223	80,232
	5 一般会計繰入金	1,975,455	1,895,223	80,232
20 繰越金		1	1	0
	5 繰越金	1	1	0
25 諸収入		122,085	115,341	6,744
	5 延滞金, 加算金及び過料	32	32	0
	7 償還金及び還付加算金	1,005	1,005	0
	10 市預金利子	1	1	0
	15 受託事業収入	121,046	114,302	6,744
	20 雑入	1	1	0
歳入合計		4,365,899	4,231,840	134,059

歳 出

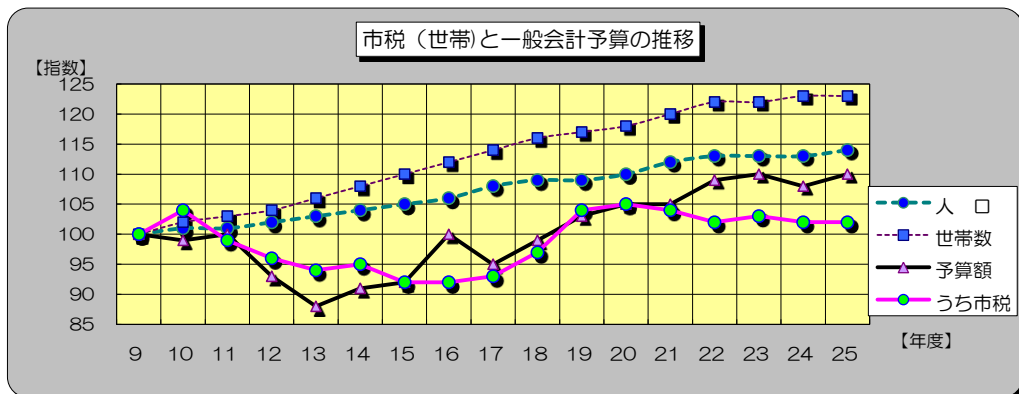
款	項	25年度 A	24年度 B	増減額 A-B
5 総務費		千円 64,390	千円 64,591	千円 ▲ 201
	5 総務管理費	58,436	57,315	1,121
	10 徴収費	5,954	7,276	▲ 1,322
7 保険給付費		57,695	48,596	9,099
	5 葬祭費	57,695	48,596	9,099
10 広域連合納付金		4,084,664	3,964,058	120,606
	5 広域連合納付金	4,084,664	3,964,058	120,606
15 保健事業費		153,099	148,444	4,655
	5 保健事業費	153,099	148,444	4,655
20 諸支出金		5,551	5,651	▲ 100
	5 償還金及び還付金	5,550	5,650	▲ 100
	10 繰出金	1	1	0
90 予備費		500	500	0
	5 予備費	500	500	0
歳出合計		4,365,899	4,231,840	134,059

人口(世帯)と一般会計予算の推移

指数：平成9年(度)=100

年度	人口		世帯		当初予算			人口1人当たり 1世帯当たり	
	人口 (人)	指数	世帯数 (世帯)	指数	上段：予算額 下段：うち市税 (千円)	指数	前年度対比 増減率 (%)	上段：予算額 下段：うち市税 (円)	上段：予算額 下段：うち市税 (円)
9	196,127	100	89,359	100	70,388,810 41,301,182	100 100	3.8 6.1	358,894 210,584	787,708 462,194
10	197,860	101	90,974	102	69,730,000 43,094,328	99 104	▲0.9 4.3	352,421 217,802	766,483 473,699
11	198,484	101	91,897	103	70,630,000 40,701,346	100 99	1.3 ▲5.6	355,847 205,061	768,578 442,902
12	199,195	102	92,824	104	65,758,600 39,609,830	93 96	▲6.9 ▲2.7	330,122 198,850	708,422 426,720
13	201,872	103	94,743	106	61,950,000 38,701,023	88 94	▲5.8 ▲2.3	306,878 191,711	653,874 408,484
14	203,403	104	96,367	108	64,140,000 39,271,135	91 95	3.5 1.5	315,335 193,071	665,581 407,516
15	205,720	105	98,386	110	64,930,000 37,833,267	92 92	1.2 ▲3.7	315,623 183,907	659,952 384,539
16	208,040	106	100,125	112	※一括増え55億円あり 70,720,000 37,842,766	100 92	8.9 0.0	339,935 181,901	706,317 377,955
17	211,709	108	102,233	114	67,080,000 38,535,389	95 93	▲5.1 1.8	316,850 182,021	656,148 376,937
18	213,009	109	103,406	116	69,450,000 39,885,131	99 97	3.5 3.5	326,043 187,246	671,624 385,714
19	213,800	109	104,155	117	72,410,000 43,028,679	103 104	4.3 7.9	338,681 201,257	695,214 413,122
20	215,757	110	105,774	118	74,140,000 43,355,420	105 105	2.4 0.8	343,627 200,946	700,928 409,887
21	218,817	112	107,535	120	73,930,000 42,811,346	105 104	▲0.3 ▲1.3	337,862 195,649	687,497 398,115
22	220,757	113	108,660	122	76,630,000 41,960,869	109 102	3.7 ▲2.0	347,124 190,077	705,227 386,167
23	221,445	113	108,991	122	77,150,000 42,474,609	110 103	0.7 1.2	348,394 191,807	707,857 389,707
24	222,132	113	109,468	123	76,130,000 42,229,161	108 102	▲1.3 ▲0.6	342,724 190,108	695,454 385,767
25	223,163	114	109,904	123	77,110,000 42,311,482	110 102	1.3 0.2	345,532 189,599	701,612 384,986

※ 人口及び世帯数は、毎年1月1日現在で、外国人を含む。



一般会計予算及び決算の推移

(単位：人、千円・%)

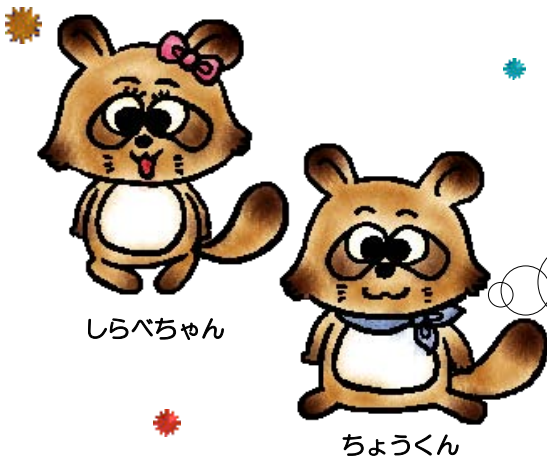
年度	当 初 予 算					決 算					予算に対する 市税の増収額	備 考	
	予 算 額	増減率	市 税	構成比	増 減 率	歳入決算額	増 減 率	市 税	構成比	増 減 率			
昭和													
30	255,396	—	147,662	57.8	—	226,033	—	135,275	59.8	—	▲ 12,387	市制施行	
31	238,995	▲ 6.4	162,193	67.9	9.8	235,632	4.2	152,552	64.7	12.8	▲ 9,641		
32	276,958	15.9	177,379	64.0	9.4	291,280	23.9	195,256	67.0	28.0	17,877		
33	306,702	10.7	188,383	61.4	6.2	416,432	43.0	208,090	50.0	6.6	19,707		
34	389,717	27.1	214,837	55.1	14.0	478,467	14.9	245,076	51.2	17.8	30,239		
35	453,431	16.3	248,605	54.8	15.7	566,017	18.3	292,689	51.7	19.4	44,084	市制施行5年	
36	594,949	31.2	317,844	53.4	27.9	691,718	22.2	385,421	55.7	31.7	67,577		
37	575,105	▲ 3.3	408,992	71.1	28.7	877,193	26.8	525,421	59.9	36.3	116,429		
38	808,911	40.7	547,818	67.7	33.9	1,208,337	37.8	648,051	53.6	23.3	100,233		
39	1,328,103	64.2	738,018	55.6	34.7	1,539,130	27.4	832,222	54.1	28.4	94,204	東京初光'ッ	
40	1,586,826	19.5	961,040	60.6	30.2	1,823,946	18.5	1,064,661	58.4	27.9	103,621	市制施行10年	
41	1,928,667	21.5	1,208,897	62.7	25.8	2,335,087	28.0	1,264,864	54.2	18.8	55,967		
42	2,134,227	10.7	1,425,399	66.8	17.9	2,494,398	6.8	1,573,441	63.1	24.4	148,042		
43	2,657,729	24.5	1,698,549	63.9	19.2	3,335,551	33.7	1,851,854	55.5	17.7	153,305		
44	3,364,993	26.6	2,001,597	59.5	17.8	4,123,094	23.6	2,178,294	52.8	17.6	176,697		
45	4,872,201	44.8	2,483,546	51.0	24.1	6,313,837	53.1	2,669,164	42.3	22.5	185,618	市制施行15年	
46	5,706,505	17.1	3,060,951	53.6	23.2	7,879,701	24.8	3,348,266	42.5	25.4	287,315	市役所庁舎	
47	7,281,417	27.6	3,779,895	51.9	23.5	8,629,075	9.5	4,173,847	48.4	24.7	393,952		
48	10,091,268	38.6	4,758,655	47.2	25.9	13,049,182	51.2	5,478,578	42.0	31.3	719,923		
49	13,076,721	29.6	6,461,150	49.4	35.8	14,778,196	13.2	7,330,674	49.6	33.8	869,524	郷土博物館	
50	16,110,775	23.2	8,267,127	51.3	28.0	16,559,637	12.1	7,848,210	47.4	7.1	▲ 418,917	市制施行20年	
51	16,363,078	1.6	8,279,008	50.6	0.1	18,412,865	11.2	9,341,279	50.7	19.0	1,062,271		
52	19,500,808	19.2	10,189,508	52.2	23.1	21,225,482	15.3	10,597,379	49.9	13.4	407,871	グリーンホール	
53	19,168,508	▲ 1.7	11,533,026	60.2	13.2	22,158,084	4.4	12,179,558	55.0	14.9	646,532		
54	21,436,938	11.8	13,031,300	60.8	13.0	24,865,817	12.2	14,042,026	56.5	15.3	1,010,726		
55	25,268,108	17.9	15,002,007	59.4	15.1	27,266,257	9.7	15,521,853	56.9	10.5	519,846	市制施行25年	
56	28,463,800	12.7	16,971,110	59.6	13.1	30,702,006	12.6	17,120,338	55.8	10.3	149,228		
57	31,058,258	9.1	18,519,030	59.6	9.1	32,712,317	6.5	18,877,298	57.7	10.3	358,268	防災行政無線	
58	30,494,350	▲ 1.8	19,823,103	65.0	7.0	33,240,614	1.6	20,686,889	62.2	9.6	863,786		
59	31,919,550	4.7	21,112,541	66.1	6.5	35,631,466	7.2	22,213,218	62.3	7.4	1,100,677		
60	33,704,150	5.6	22,922,160	68.0	8.6	37,910,818	6.4	24,672,116	65.1	11.1	1,749,956	市制施行30年	
61	34,252,560	1.6	25,191,150	73.5	9.9	38,824,524	2.4	26,935,659	69.4	9.2	1,744,509		
62	37,655,431	9.9	27,532,000	73.1	9.3	43,321,408	11.6	30,177,289	70.0	12.0	2,645,289	特養ホーム八雲苑	
63	42,889,143	13.9	30,307,000	70.7	10.1	48,422,327	11.8	32,683,901	67.5	8.3	2,376,901		

一般会計予算及び決算の推移

(単位：人、千円・%)

年度	当初予算					決算					予算に対する市税の増収額	備考
	予算額	増減率	市税	構成比	増減率	歳入決算額	増減率	市税	構成比	増減率		
平成元	47,289,243	10.2	32,578,000	68.9	7.5	53,715,732	10.9	34,021,123	63.3	4.1	1,443,123	北部公民館建設
2	53,327,443	12.8	35,524,000	66.6	9.0	57,398,838	6.9	36,291,472	63.2	6.7	767,472	市制施行35年
3	57,737,481	8.3	37,016,000	64.1	4.2	62,135,285	8.3	37,597,722	60.5	3.6	581,722	
4	67,731,443	17.3	39,873,900	58.9	7.7	71,059,542	14.4	39,895,506	56.1	6.1	21,606	文化会館 たづくり
5	69,505,430	2.6	41,109,060	59.2	3.1	70,931,464	▲ 0.2	39,180,629	55.2	▲ 1.8	▲ 1,928,431	↑ ↓ 文化会館 たづくり
6	79,238,468	14.0	39,330,524	49.6	▲ 4.3	80,976,262	14.2	36,863,125	45.5	▲ 5.9	▲ 2,467,399	文化会館 たづくり
7	68,402,080	▲ 13.7	37,733,452	55.2	▲ 4.1	70,910,987	▲ 12.4	39,458,762	55.6	7.0	1,725,310	市制施行40年
8	67,810,795	▲ 0.9	38,917,020	57.4	3.1	70,761,158	▲ 0.2	40,886,364	57.8	3.6	1,969,344	ちょうふの里建設
9	70,388,810	3.8	41,301,182	58.7	6.1	72,558,680	2.5	42,689,037	58.8	4.4	1,387,855	
10	69,730,000	▲ 0.9	43,094,328	61.8	4.3	71,295,132	▲ 1.7	41,090,411	57.6	▲ 3.7	▲ 2,003,917	
11	70,630,000	1.3	40,701,346	57.6	▲ 5.6	75,910,008	6.5	40,306,518	53.1	▲ 1.9	▲ 394,828	知的障害者 支援施設
12	65,758,600	▲ 6.9	39,609,830	60.2	▲ 2.7	68,607,338	▲ 9.6	38,953,940	56.8	▲ 3.4	▲ 655,890	市制施行45年
13	61,950,000	▲ 5.8	38,701,023	62.5	▲ 2.3	66,895,099	▲ 2.5	39,789,457	60.9	2.1	1,088,434	
14	64,140,000	3.5	39,271,135	61.2	1.5	67,072,620	0.3	39,377,403	58.7	▲ 1.0	106,268	調和小(PFI)
15	64,930,000	1.2	37,833,267	58.3	▲ 3.7	66,978,145	▲ 0.1	38,121,893	56.9	▲ 3.2	288,626	日韓共催W杯
16	70,720,000	8.9	37,842,766	53.5	0.0	72,792,392	8.7	37,830,159	52.0	▲ 0.8	▲ 12,607	市民プラザあくろ す
	65,220,000	0.4	37,842,766	58.0	0.0	67,292,392	0.5	37,830,159	56.2	▲ 0.8	▲ 12,607	
17	67,080,000	▲ 5.1	38,535,389	57.4	1.8	70,804,471	▲ 2.7	40,368,788	57.0	6.7	1,833,399	市制施行50年
	67,080,000	2.9	38,535,389	57.4	1.8	70,804,471	5.2	40,368,788	57.0	6.7	1,833,399	
18	69,450,000	3.5	39,885,131	57.4	3.5	75,166,251	6.2	41,474,545	55.2	2.7	1,589,414	後期基本計画 策定
19	72,410,000	4.3	43,028,679	59.4	7.9	76,324,588	1.5	43,043,780	56.4	3.8	15,101	山川保育園 せんがわ劇場
20	74,140,000	2.4	43,355,420	58.5	0.8	79,988,829	4.8	43,379,250	54.2	0.8	23,830	後期高齢者医療制度 教育会館(教育センター)
21	73,930,000	▲ 0.3	42,811,346	57.9	▲ 1.3	81,349,372	1.7	43,736,440	53.8	0.8	925,094	子ども発達センター
22	76,630,000	3.7	41,960,869	54.8	▲ 2.0	80,955,733	▲ 0.5	42,568,093	52.6	▲ 2.7	607,224	子ども手当制度の創設 (1.3万円)
23	77,150,000	0.7	42,474,609	55.1	1.2	79,765,277	▲ 1.5	41,605,738	52.2	▲ 2.3	▲ 868,871	市民生活支援
24	76,130,000	▲ 1.3	42,229,161	55.5	▲ 0.6	-	-	-	-	-	-	基本構想最終年次
25	77,110,000	1.3	42,311,482	54.9	0.2	-	-	-	-	-	-	新総合計画初年度

※ 平成16年度は、住民税等減税補てん債の一括借換え55億円があり、それを控除したものを参考値で下段に表記⇒平成17年度は下段との比較を追加表記



市税が予算総額の約55%を構成し、各種交付金等を加えた一般財源が市政経営を支えています。
 経済状況の悪化や景気の低迷に連動し、この一般財源が減収影響を受けることから、より安定的な市政経営を推進していくため、財政構造の見直し、財政基盤の強化、連結ベースの債務残高縮減の3つの視点から取り組んでいきます。

データ集① 市税の推移（過去10年間）

1. 課税目的別

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
市税計	37,842,766	38,535,389	39,885,131	43,028,679
増減	9,499	692,623	1,349,742	3,143,548
増減率 %	0.0	1.8	3.5	7.9
現年課税分	37,449,924	38,142,825	39,521,602	42,687,734
市民税	18,456,653	18,828,839	20,572,959	23,715,251
個人	15,459,068	15,257,290	17,036,237	19,144,411
普通徴収	5,457,267	5,278,205	6,018,146	7,078,706
特別徴収	10,001,801	9,979,085	11,018,091	12,065,705
法人	2,997,585	3,571,549	3,536,722	4,570,840
固定資産税	14,672,401	14,948,801	14,586,437	14,633,952
純固定資産	13,711,497	13,984,483	13,606,600	13,691,707
土地	7,219,949	7,213,824	7,177,211	7,066,064
家屋	4,977,338	5,273,380	4,963,180	5,197,810
償却資産	1,514,210	1,497,279	1,466,209	1,427,833
交付金・納付金	960,904	964,318	979,837	942,245
都市計画税	2,969,368	3,006,883	2,921,928	2,929,320
土地	2,009,487	1,979,852	1,957,131	1,930,228
家屋	959,881	1,027,031	964,797	999,092
特別土地保有税	1	1	1	1
軽自動車税	69,531	72,981	73,993	76,813
市たばこ税	1,267,735	1,272,753	1,357,284	1,324,147
入湯税	14,235	12,567	9,000	8,250
滞納繰越分	392,842	392,564	363,529	340,945

2. 課税性質別

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
市税計	37,842,766	38,535,389	39,885,131	43,028,679
増減	9,499	692,623	1,349,742	3,143,548
増減率 %	0.0	1.8	3.5	7.9
所得課税分	18,672,129	19,043,183	20,773,674	23,906,474
増減	▲ 373,789	371,054	1,730,491	3,132,800
増減率 %	▲ 2.0	2.0	9.1	15.1
構成比 %	49.3	49.4	52.1	55.6
市民税	18,672,129	19,043,183	20,773,674	23,906,474
資産課税分	17,817,540	18,131,736	17,668,657	17,710,846
増減	449,589	314,196	▲ 463,079	42,189
増減率 %	2.6	1.8	▲ 2.6	0.2
構成比 %	47.1	47.1	44.3	41.2
固定資産税	14,814,921	15,090,887	14,716,777	14,754,876
都市計画税	3,002,618	3,040,848	2,951,879	2,955,969
特別土地保有税	1	1	1	1
その他課税分	1,353,097	1,360,470	1,442,800	1,411,359
増減	▲ 66,301	7,373	82,330	▲ 31,441
増減率 %	▲ 4.7	0.5	6.1	▲ 2.2
構成比 %	3.6	3.5	3.6	3.3
軽自動車税	71,127	75,150	76,516	78,962
市たばこ税	1,267,735	1,272,753	1,357,284	1,324,147
入湯税	14,235	12,567	9,000	8,250
備 考	・個人市民税均等割増額	・配偶者特別控除上乘せ廃止 ・生計同一妻非課税措置廃止	・定率減税1/2廃止 ・老年者控除廃止 など	・定率減税1/2廃止 ・住民税率フラット化 など

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
43,355,420	42,811,346	41,960,869	42,474,609	42,229,161	42,311,482
326,741	▲ 544,074	▲ 850,477	513,740	▲ 245,448	82,321
0.8	▲ 1.3	▲ 2.0	1.2	▲ 0.6	0.2
43,038,538	42,465,784	41,508,285	41,967,842	41,723,468	41,831,795
23,982,447	22,909,284	21,553,107	21,876,988	21,834,787	21,625,266
19,381,667	19,331,275	18,380,457	17,690,259	17,858,270	17,718,144
6,915,538	6,388,350	5,405,880	4,987,510	4,976,214	4,674,880
12,466,129	12,942,925	12,974,577	12,702,749	12,882,056	13,043,264
4,600,780	3,578,009	3,172,650	4,186,729	3,976,517	3,907,122
14,779,403	15,304,652	15,590,474	15,737,395	15,375,072	15,601,308
13,826,716	14,333,883	14,641,200	14,815,117	14,434,356	14,635,269
7,097,577	7,550,220	7,574,698	7,559,387	7,667,437	7,634,011
5,320,173	5,367,690	5,633,012	5,827,336	5,399,438	5,643,869
1,408,966	1,415,973	1,433,490	1,428,394	1,367,481	1,357,389
952,687	970,769	949,274	922,278	940,716	966,039
2,966,416	3,058,980	3,095,422	3,125,540	3,053,012	3,080,235
1,943,227	2,028,360	2,031,920	2,028,555	2,043,064	2,022,821
1,023,189	1,030,620	1,063,502	1,096,985	1,009,948	1,057,414
1	1	1	1	1	1
79,374	82,032	82,635	82,922	83,646	82,650
1,222,647	1,102,585	1,182,596	1,141,846	1,375,000	1,440,411
8,250	8,250	4,050	3,150	1,950	1,924
316,882	345,562	452,584	506,767	505,693	479,687

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
43,355,420	42,811,346	41,960,869	42,474,609	42,229,161	42,311,482
326,741	▲ 544,074	▲ 850,477	513,740	▲ 245,448	82,321
0.8	▲ 1.3	▲ 2.0	1.2	▲ 0.6	0.2
24,185,921	23,136,909	21,871,827	22,220,285	22,200,426	21,946,720
279,447	▲ 1,049,012	▲ 1,265,082	348,458	▲ 19,859	▲ 253,706
1.2	▲ 4.3	▲ 5.5	1.6	▲ 0.1	▲ 1.1
55.8	54.0	52.1	52.3	52.6	51.9
24,185,921	23,136,909	21,871,827	22,220,285	22,200,426	21,946,720
17,857,443	18,479,750	18,817,423	19,023,807	18,565,412	18,837,777
146,597	622,307	337,673	206,384	▲ 458,395	272,365
0.8	3.5	1.8	1.1	▲ 2.4	1.5
41.2	43.2	44.9	44.8	44.0	44.5
14,867,448	15,397,077	15,694,454	15,865,813	15,485,687	15,729,020
2,989,994	3,082,672	3,122,968	3,157,993	3,079,724	3,108,756
1	1	1	1	1	1
1,312,056	1,194,687	1,271,619	1,230,517	1,463,323	1,526,985
▲ 99,303	▲ 117,369	76,932	▲ 41,102	232,806	63,662
▲ 7.0	▲ 8.9	6.4	▲ 3.2	18.9	4.4
3.0	2.8	3.0	2.9	3.4	3.5
81,159	83,852	84,973	85,521	86,373	84,650
1,222,647	1,102,585	1,182,596	1,141,846	1,375,000	1,440,411
8,250	8,250	4,050	3,150	1,950	1,924
		・市たばこ税改正		・年少扶養控除廃止	

データ集② 譲与税・交付金の推移（過去10年間）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
譲与税・交付金計	5,913,411	6,254,281	6,179,010	4,842,010
増 減	508,500	340,870	▲ 75,271	▲ 1,337,000
増減率 %	9.4	5.8	▲ 1.2	▲ 21.6
地 方 譲 与 税	764,410	1,135,580	1,458,610	440,610
地方揮発油譲与税				
自動車重量譲与税	285,000	312,000	310,000	324,000
地方道路譲与税	137,000	103,000	116,000	116,000
消費譲与税				
航空機燃料譲与税	410	580	610	610
所得譲与税	342,000	720,000	1,032,000	0
利 子 割 交 付 金	275,000	279,000	284,000	336,000
配 当 割 交 付 金	104,000	88,000	132,000	236,000
株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	65,000	66,000	157,600	221,000
地 方 消 費 税 交 付 金	2,230,000	2,283,000	2,290,000	2,350,000
ゴ ル フ 場 所 在 市 交 付 金	15,000	11,000	9,500	9,500
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1	1	0	0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	428,000	434,000	462,000	513,000
地 方 特 例 交 付 金	1,883,000	1,810,000	1,210,000	567,000
地 方 交 付 税	114,000	110,000	137,000	130,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	35,000	37,700	38,300	38,900
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・所得譲与税の創設 ・配当割交付金の創設 ・株式譲渡所得割交付金の創設 			

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4,897,800	4,248,028	3,821,182	3,598,600	3,530,600	3,460,100
55,790	▲ 649,772	▲ 426,846	▲ 222,582	▲ 68,000	▲ 70,500
1.2	▲ 13.3	▲ 10.0	▲ 5.8	▲ 1.9	▲ 2.0
426,200	374,200	356,200	337,100	364,800	358,600
	61,700	97,500	97,500	113,100	103,000
315,200	275,000	258,000	239,000	251,100	255,000
110,300	36,800	0	0	0	0
700	700	700	600	600	600
0	0	0	0	0	0
564,000	321,886	260,000	259,000	254,000	250,000
300,000	110,126	79,000	97,000	124,000	127,000
180,000	43,287	46,000	64,000	25,000	27,000
2,297,000	2,435,271	2,283,000	2,173,000	2,288,000	2,260,000
11,200	11,500	11,500	11,500	7,800	7,500
0	0	0	0	0	0
502,000	293,258	141,000	209,000	227,000	220,000
534,200	575,000	531,482	380,000	174,000	150,000
45,000	45,000	75,000	30,000	30,000	30,000
38,200	38,500	38,000	38,000	36,000	30,000
	・地方揮発油譲与税の創設	・子ども手当地方特例交付金の加算（174,000）		・子ども手当地方特例交付金の廃止	

データ集③ 民生費予算の推移（過去10年間）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
民生費計	23,177,326	24,822,651	26,818,333	26,672,581
増減	398,061	1,645,325	1,995,682	▲ 145,752
増減率 %	1.7	7.1	8.0	▲ 0.5
社会福祉費	10,520,670	11,620,481	12,385,386	12,601,462
社会福祉施策等	5,024,340	5,294,045	5,886,089	6,070,628
国民健康保険繰出金	2,161,424	2,827,390	2,888,861	2,893,598
高齢者福祉費	1,286,738	1,288,172	1,167,618	1,251,638
老人保健繰出金	729,996	795,634	859,118	906,272
介護保険繰出金	1,318,172	1,415,240	1,583,700	1,479,326
後期高齢者医療繰出金	-	-	-	-
児童福祉費	8,211,885	8,433,921	9,673,339	9,626,198
児童福祉施策費	3,462,472	3,619,372	4,233,991	4,580,547
保育所関係費	4,749,413	4,814,549	5,439,348	5,045,651
生活保護費	4,382,698	4,712,542	4,707,461	4,392,507
国民年金費	62,073	55,707	52,147	52,414
高齢者人口（人）	33,334	34,705	35,871	37,283

データ集④ 土木費予算の推移（過去10年間）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
土木費計	9,882,816	10,525,937	9,849,833	11,604,970
増減	▲ 223,091	643,121	▲ 676,104	1,755,137
増減率 %	▲ 2.2	6.5	▲ 6.4	17.8
土木管理費	781,482	789,165	765,651	802,905
道路橋りょう費	1,761,295	1,758,920	1,662,752	1,796,331
都市計画費	6,916,716	7,903,201	7,019,878	8,518,120
都市計画総務費	1,132,032	1,011,020	1,542,167	1,983,984
再開発・区画整理	1,519,920	1,346,197	915,683	960,608
街路事業	946,973	1,895,394	1,744,124	2,609,957
公共下水道費	2,108,400	2,072,762	1,738,565	1,675,739
公遊園費	843,220	1,361,066	733,077	976,809
その他	366,171	216,762	346,262	311,023
住宅費	423,323	74,651	401,552	487,614

※都市計画費の「その他」は、市営駐車場事業費、緑化推進費及び都市基盤整備事業基金費となります。

データ集⑤ 教育費予算の推移（過去10年間）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
教育費計	7,877,114	7,633,982	7,084,719	7,589,863
増減	160,659	▲ 243,132	▲ 549,263	505,144
増減率 %	2.1	▲ 3.1	▲ 7.2	7.1
教育総務費	959,161	1,073,330	1,123,983	1,162,365
小学校費	3,212,486	2,998,502	2,605,320	2,863,761
学校管理費等	1,954,970	2,010,411	2,088,586	2,093,658
学校整備費	1,257,516	988,091	516,734	770,103
中学校費	741,506	800,612	607,444	660,225
学校管理費等	577,713	592,803	557,133	571,184
学校整備費	163,793	207,809	50,311	89,041
幼稚園費	414,155	426,183	452,655	458,768
社会教育費	1,972,088	1,858,014	1,845,032	1,842,261
保健体育費	577,718	477,341	450,285	602,483

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
27,876,415	28,840,961	33,046,344	35,053,141	35,225,993	36,750,105
1,203,834	964,546	4,205,383	2,006,797	172,852	1,524,112
4.5	3.5	14.6	6.1	0.5	4.3
13,117,795	13,307,140	14,111,204	14,708,746	14,945,013	16,115,786
6,548,559	6,531,046	6,388,171	6,871,941	7,209,208	8,000,998
2,236,417	2,378,430	3,207,562	3,160,368	3,034,041	3,301,303
1,288,435	1,338,275	1,240,432	1,264,616	1,113,028	1,018,436
114,747	28,484	9,634	0	0	0
1,496,786	1,505,933	1,540,070	1,605,384	1,693,513	1,819,594
1,432,851	1,524,972	1,725,335	1,806,437	1,895,223	1,975,455
9,786,325	10,485,808	13,837,873	14,638,731	14,177,950	14,314,312
4,495,276	4,876,145	7,811,973	8,671,770	7,652,675	7,378,644
5,291,049	5,609,663	6,025,900	5,966,961	6,525,275	6,935,668
4,929,044	5,000,642	5,055,607	5,662,508	6,063,156	6,279,727
43,251	47,371	41,660	43,156	39,874	40,280
38,541	40,059	41,265	41,755	42,634	44,106

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
10,547,747	8,710,100	10,247,585	9,277,824	9,101,087	9,684,873
▲ 1,057,223	▲ 1,837,647	1,537,485	▲ 969,761	▲ 176,737	583,786
▲ 9.1	▲ 17.4	17.7	▲ 9.5	▲ 1.9	6.4
1,054,605	891,382	1,151,574	1,081,008	649,925	649,445
2,233,585	1,822,910	2,106,752	1,654,408	1,605,689	1,605,099
7,066,639	5,825,776	6,810,446	6,347,844	6,320,146	6,764,232
2,368,217	2,357,612	2,392,068	2,035,014	2,033,660	1,886,110
514,447	579,323	354,894	866,935	1,268,791	1,923,891
1,777,463	825,110	2,269,660	2,166,478	1,863,799	1,963,483
1,713,801	1,252,535	860,737	720,297	389,121	432,962
469,340	582,643	698,195	336,131	435,741	344,186
223,371	228,553	234,892	222,989	329,034	213,600
192,918	170,032	178,813	194,564	525,327	666,097

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
9,257,287	8,932,682	8,958,575	8,289,978	7,618,204	8,701,266
1,667,424	▲ 324,605	25,893	▲ 668,597	▲ 671,774	1,083,062
22.0	▲ 3.5	0.3	▲ 7.5	▲ 8.1	14.2
1,478,097	1,253,482	1,242,804	1,234,994	1,232,720	1,189,504
2,786,103	3,345,600	3,621,240	3,446,577	2,711,327	3,355,584
2,110,045	2,201,633	2,114,793	2,101,028	2,040,490	2,035,241
676,058	1,143,967	1,506,447	1,345,549	670,837	1,320,343
1,384,564	1,439,554	827,451	773,242	613,018	901,847
580,787	582,235	536,251	521,175	523,531	529,806
803,777	857,319	291,200	252,067	89,487	372,041
464,610	482,928	485,874	500,569	522,798	531,396
1,974,552	1,915,745	1,761,375	1,710,864	1,874,231	1,745,314
1,169,361	495,373	1,019,831	623,732	664,110	977,621

データ集⑥ 公債費の推移（過去10年間）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
公債費計	10,263,104	4,334,208	4,386,208	5,247,174
増 減	4,775,507	▲ 5,928,896	52,000	860,966
増減率 %	87.0	▲ 57.8	1.2	19.6
元金償還額	9,185,265	3,425,301	3,539,157	4,434,819
通常分	3,685,265	3,425,301	3,539,157	4,434,819
繰上償還分	5,500,000	0	0	0
利子償還額	1,077,837	908,905	847,049	811,345
通常分	1,073,237	908,712	846,856	811,246
一時借入金分	4,600	193	193	99
公債諸費	2	2	2	1,010

データ集⑦ 職員人件費の推移（過去10年間）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
職員人件費計	11,474,934	11,590,048	11,861,425	11,985,516
増 減	61,524	115,114	271,377	124,091
増減率 %	0.5	1.0	2.3	1.0
退職手当を除く額	10,523,742	10,524,431	10,714,619	10,549,290
増 減	▲ 135,013	689	190,188	▲ 165,329
給与費	9,991,955	10,094,958	10,323,213	10,462,815
退職手当を除く額	9,040,763	9,029,341	9,176,407	9,026,589
給料	5,254,007	5,210,875	5,280,181	5,133,383
職員手当	4,737,948	4,884,083	5,043,032	5,329,432
期末勤勉手当	2,298,560	2,292,803	2,349,024	2,291,204
時間外勤務手当	312,437	333,486	342,868	404,367
扶養・調整手当等	1,175,759	1,192,177	1,204,334	1,197,635
退職手当	951,192	1,065,617	1,146,806	1,436,226
共済費	1,482,979	1,495,090	1,538,212	1,522,701
参考) 職員数	1,194	1,185	1,184	1,182

データ集⑧ 特別会計繰出金の推移（過去10年間）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
繰出金計	7,746,076	8,581,200	8,371,413	8,321,134
増 減	99,070	835,124	▲ 209,787	▲ 50,279
増減率 %	1.3	10.8	▲ 2.4	▲ 0.6
国民健康保険会計	2,161,424	2,827,390	2,888,861	2,893,598
その他繰出金分	1,441,868	2,081,661	2,120,820	2,135,155
老人保健会計	729,996	795,634	859,118	906,272
用地会計	1,428,084	1,470,174	1,301,169	1,366,199
下水道会計	2,108,400	2,072,762	1,738,565	1,675,739
介護保険会計	1,318,172	1,415,240	1,583,700	1,479,326
後期高齢者医療特別会計				

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
5,006,370	4,727,383	4,184,569	4,284,528	4,521,444	4,376,694
▲ 240,804	▲ 278,987	▲ 542,814	99,959	236,916	▲ 144,750
▲ 4.6	▲ 5.6	▲ 11.5	2.4	5.5	▲ 3.2
4,254,639	4,019,878	3,512,289	3,626,422	3,883,063	3,798,157
4,254,639	4,019,878	3,512,289	3,626,422	3,883,063	3,798,157
0	0	0	0	0	0
751,731	707,505	672,280	658,106	638,381	578,537
751,567	707,341	672,116	657,942	638,217	578,373
164	164	164	164	164	164
0	0	0	0	0	0

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
12,542,100	12,374,838	11,607,281	10,884,284	10,803,216	10,322,588
556,584	▲ 167,262	▲ 767,557	▲ 722,997	▲ 81,068	▲ 480,628
4.6	▲ 1.3	▲ 6.2	▲ 6.2	▲ 0.7	▲ 4.4
10,369,308	10,399,743	10,117,725	9,803,553	9,696,719	9,568,216
▲ 179,982	30,435	▲ 282,018	▲ 314,172	▲ 106,834	▲ 128,503
10,998,226	10,721,776	9,945,681	9,186,848	9,097,959	8,610,836
8,825,434	8,746,681	8,456,125	8,106,117	7,991,462	7,856,464
5,042,996	4,861,541	4,792,189	4,696,936	4,703,500	4,619,543
5,955,230	5,860,235	5,153,492	4,489,912	4,394,459	3,991,293
2,276,426	2,228,045	2,027,115	1,860,261	1,838,333	1,798,569
354,231	406,968	414,379	406,728	381,496	412,332
1,151,781	1,250,127	1,222,442	1,142,192	1,068,133	1,026,020
2,172,792	1,975,095	1,489,556	1,080,731	1,106,497	754,372
1,543,874	1,653,062	1,661,600	1,697,436	1,705,257	1,711,752
1,179	1,171	1,173	1,179	1,176	1,167

(単位：千円)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
7,454,055	6,875,307	7,487,641	7,370,154	7,089,305	7,606,766
▲ 867,079	▲ 578,748	612,334	▲ 117,487	▲ 280,849	517,461
▲ 10.4	▲ 7.8	8.9	▲ 1.6	▲ 3.8	7.3
2,236,417	2,378,430	3,207,562	3,160,368	3,034,041	3,301,303
1,566,196	1,699,434	2,534,202	2,368,099	2,241,794	2,503,957
114,747	28,484	9,634	0	0	0
459,454	184,953	144,303	77,668	77,407	77,452
1,713,801	1,252,535	860,737	720,297	389,121	432,962
1,496,785	1,505,933	1,540,070	1,605,384	1,693,513	1,819,594
1,432,851	1,524,972	1,725,335	1,806,437	1,895,223	1,975,455

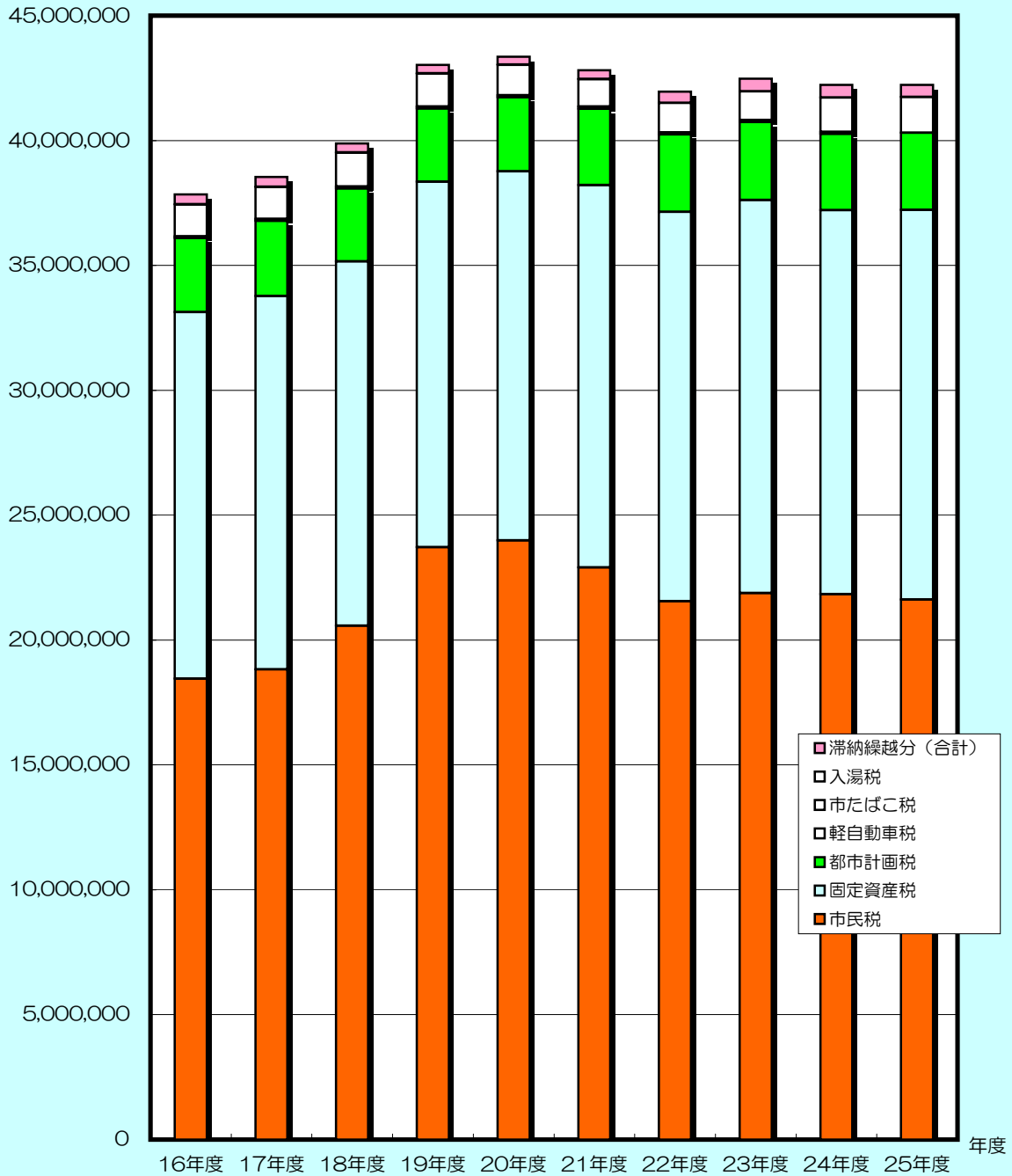
平成25年度一般会計予算款別節別集計表

款		05 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農業費	35 商工費	40 土木費
01	報酬	186,244	177,678	346,720	8,857		14,532	5,307	34,690
02	給料	46,150	1,255,989	1,411,251	329,676	21,700	23,176	44,326	576,943
03	職員手当	109,686	1,739,444	932,115	228,078	16,371	15,378	39,186	423,353
04	共済費	110,722	667,084	444,538	100,960	6,437	6,872	14,522	180,751
05	災害補償費		335						
07	賃金		344,740	272,793	46,222	14		32	5,004
08	報償費	126	31,512	77,518	4,721		100	1,322	2,383
09	旅費	6,061	6,810	3,027	550	28	133	157	1,751
10	交際費	700	840				20		
11-1	一般需用費	13,268	208,548	229,047	166,071	63	3,348	1,728	149,880
11-2	食糧費	60	910	572	75		30		71
12	役務費	9,028	171,792	42,303	18,858	84	653	264	7,912
13	委託料	12,582	2,203,987	6,484,870	3,061,997	1,172	5,834	22,719	1,549,914
14	使用料及び賃借料	1,502	789,316	241,600	30,403			709	220,332
15	工事請負費		374,855	322,988	49,275		300		584,434
16	原材料費		35	650	302		40		2,188
17	公有財産購入費								1,402,234
18	備品購入費	20	5,232	9,611	255				953
19	負担金、補助及び交付金	9,860	498,128	4,571,349	940,556	20,684	9,619	210,074	3,081,114
20	扶助費			14,246,094	16,524		1		
21	貸付金			15,603					
22	補償、補填及び賠償金		671	420	16,862		30	30	999,293
23	償還金利子及び割引料		90,060	43	7,497				40
24	投資及び出資金								
25	積立金		4,450	471	111,619				14,244
27	公課費		166	170	456		7	8	359
28	繰出金			7,096,352					447,030
29	予備費								
款 合 計		506,009	8,572,582	36,750,105	5,139,814	66,553	80,073	340,384	9,684,873

45 消防費	50 教育費	60 公債費	65 諸支出金	90 予備費	25年度予算合計(A)	24年度予算(B)	比較(A-B)	増減率	
36,679	717,042				1,527,749	1,486,407	41,342	2.8	報酬
	944,232				4,653,443	4,737,940	▲ 84,497	▲ 1.8	給料
33,190	632,288				4,169,089	4,573,892	▲ 404,803	▲ 8.9	職員
	292,176				1,824,062	1,819,281	4,781	0.3	共済
	100				435	235	200	85.1	災害
	49,525				718,330	702,997	15,333	2.2	賃金
1,487	86,216				205,385	198,888	6,497	3.3	報償
508	5,551				24,576	26,076	▲ 1,500	▲ 5.8	旅費
130	1,891				3,581	3,581	0	0.0	交際
71,976	900,252				1,744,181	1,655,941	88,240	5.3	一般
817	616				3,151	2,667	484	18.1	食糧
4,649	64,231				319,774	314,603	5,171	1.6	役務
44,332	1,483,167				14,870,574	16,086,094	▲ 1,215,520	▲ 7.6	委託
28,482	460,498				1,772,842	1,824,056	▲ 51,214	▲ 2.8	使用
29,375	1,426,461				2,787,688	1,403,852	1,383,836	98.6	工事
2,007	2,737				7,959	5,967	1,992	33.4	原材
35,000	204,366				1,641,600	2,107,128	▲ 465,528	▲ 22.1	公有
36,419	134,148				186,638	183,501	3,137	1.7	備品
2,464,844	1,055,664				12,861,892	11,422,539	1,439,353	12.6	負担
563	175,750				14,438,932	13,783,783	655,149	4.8	扶助
					15,603	16,801	▲ 1,198	▲ 7.1	貸付
571	362				1,018,239	1,819,301	▲ 801,062	▲ 44.0	補償
		4,376,694			4,474,334	4,611,920	▲ 137,586	▲ 3.0	償還
					0	0	0	-	投資
	12				130,796	151,289	▲ 20,493	▲ 13.5	積立
406	81				1,653	1,508	145	9.6	公課
	63,900		212		7,607,494	7,089,753	517,741	7.3	繰出
				100,000	100,000	100,000	0	0.0	予備
2,791,435	8,701,266	4,376,694	212	100,000	77,110,000	76,130,000	980,000	1.3	

データ集① 市税の推移（過去10年間）

単位：千円



※軽自動車税・入湯税については、税額が少ないため、積上げグラフに表示されていません。

データ集② 譲与税・主要な交付金の推移（過去10年間）

単位：千円

6,500,000

6,000,000

5,500,000

5,000,000

4,500,000

4,000,000

3,500,000

3,000,000

2,500,000

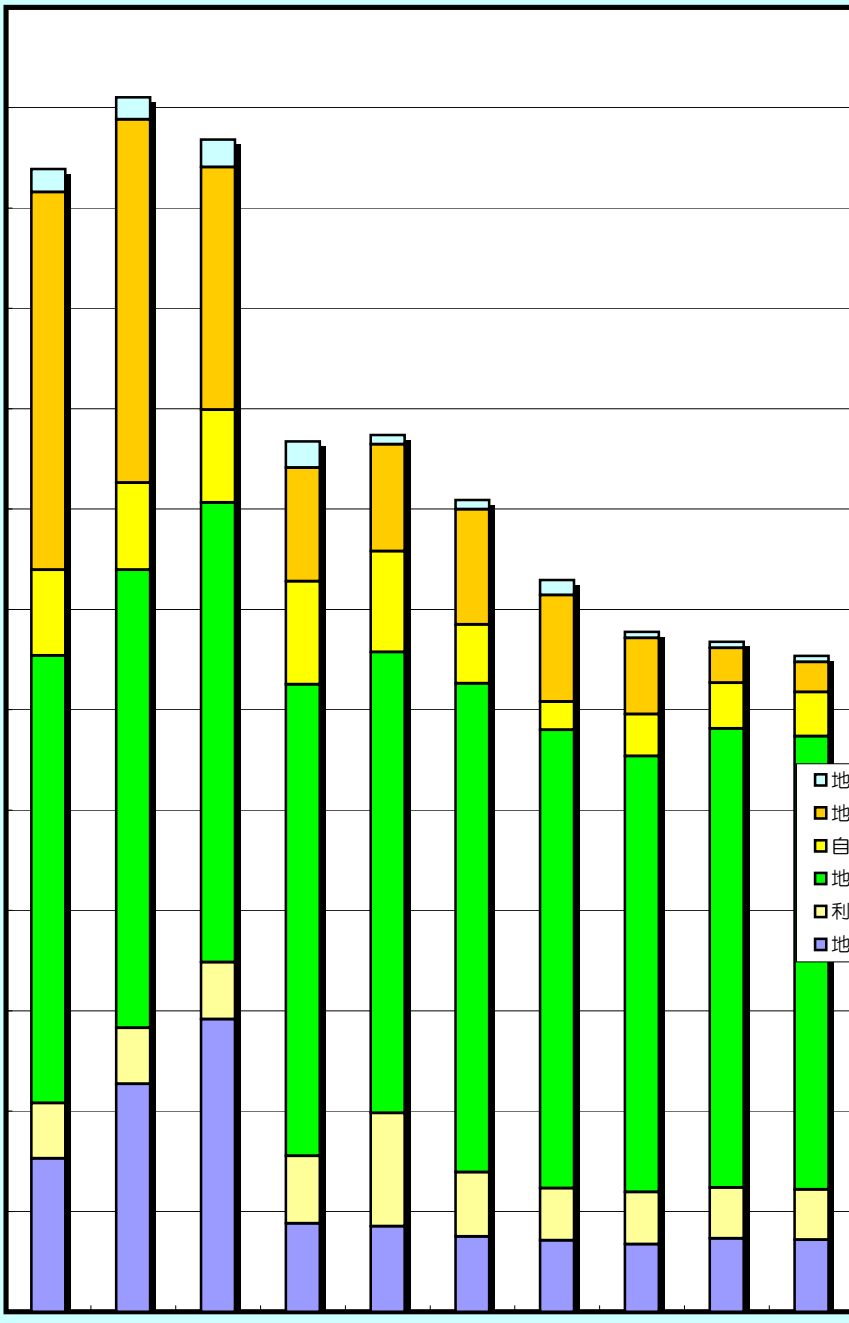
2,000,000

1,500,000

1,000,000

500,000

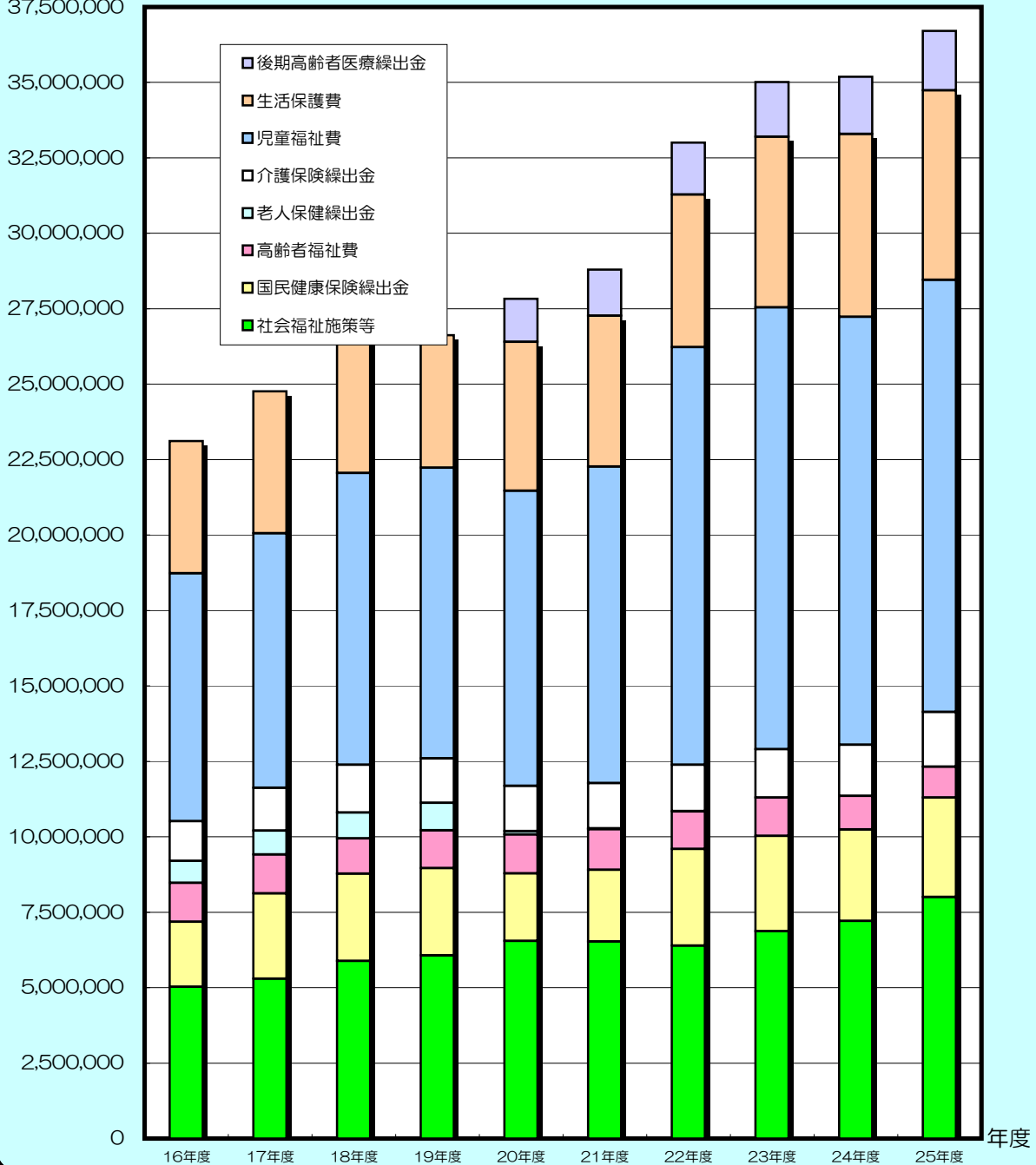
0



年度

データ集③ 主要な民生費予算の推移（過去10年間）

単位：千円
37,500,000

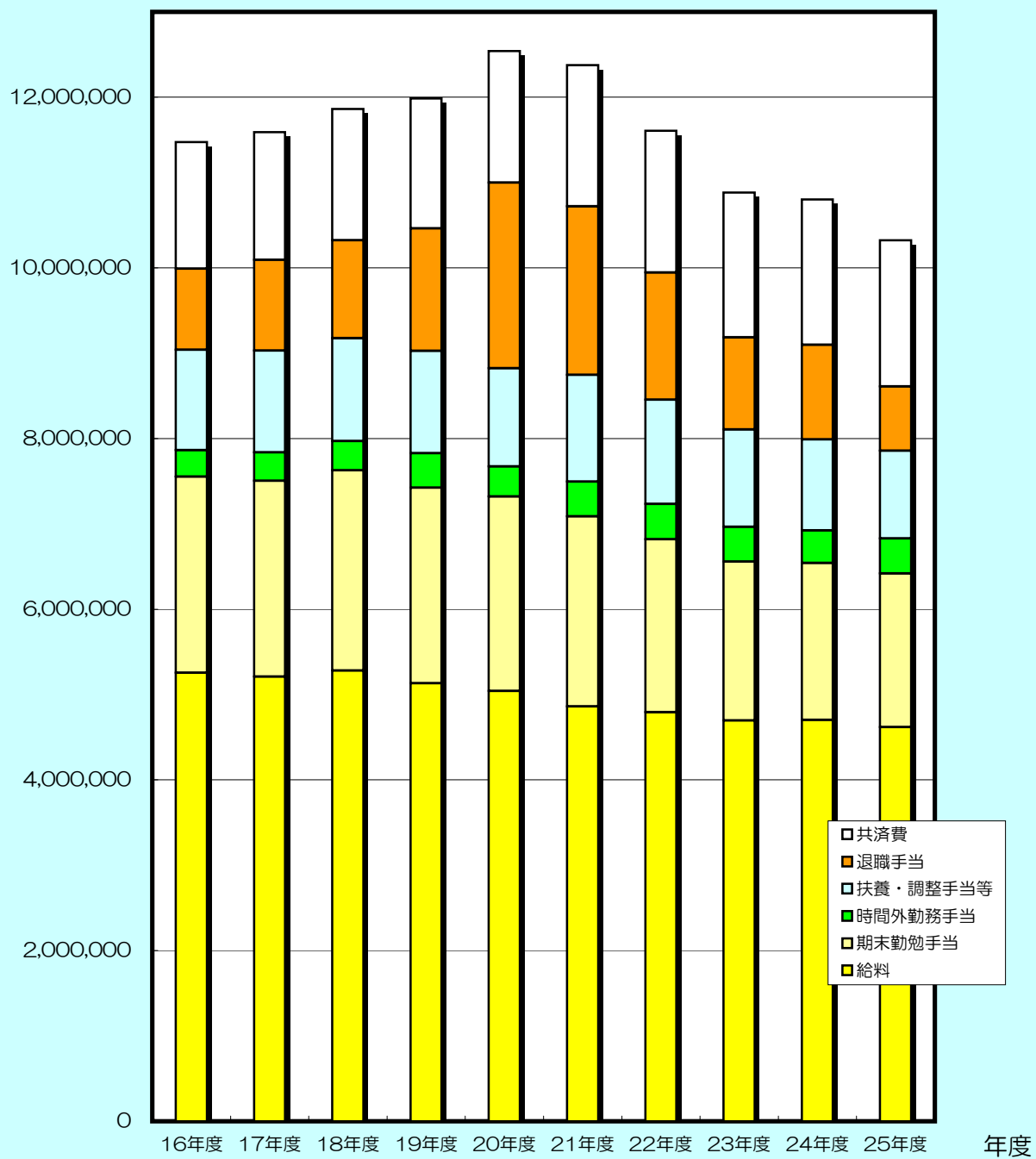


※平成20年度より後期高齢者医療制度の開始に伴い、同特別会計への繰出金を計上。

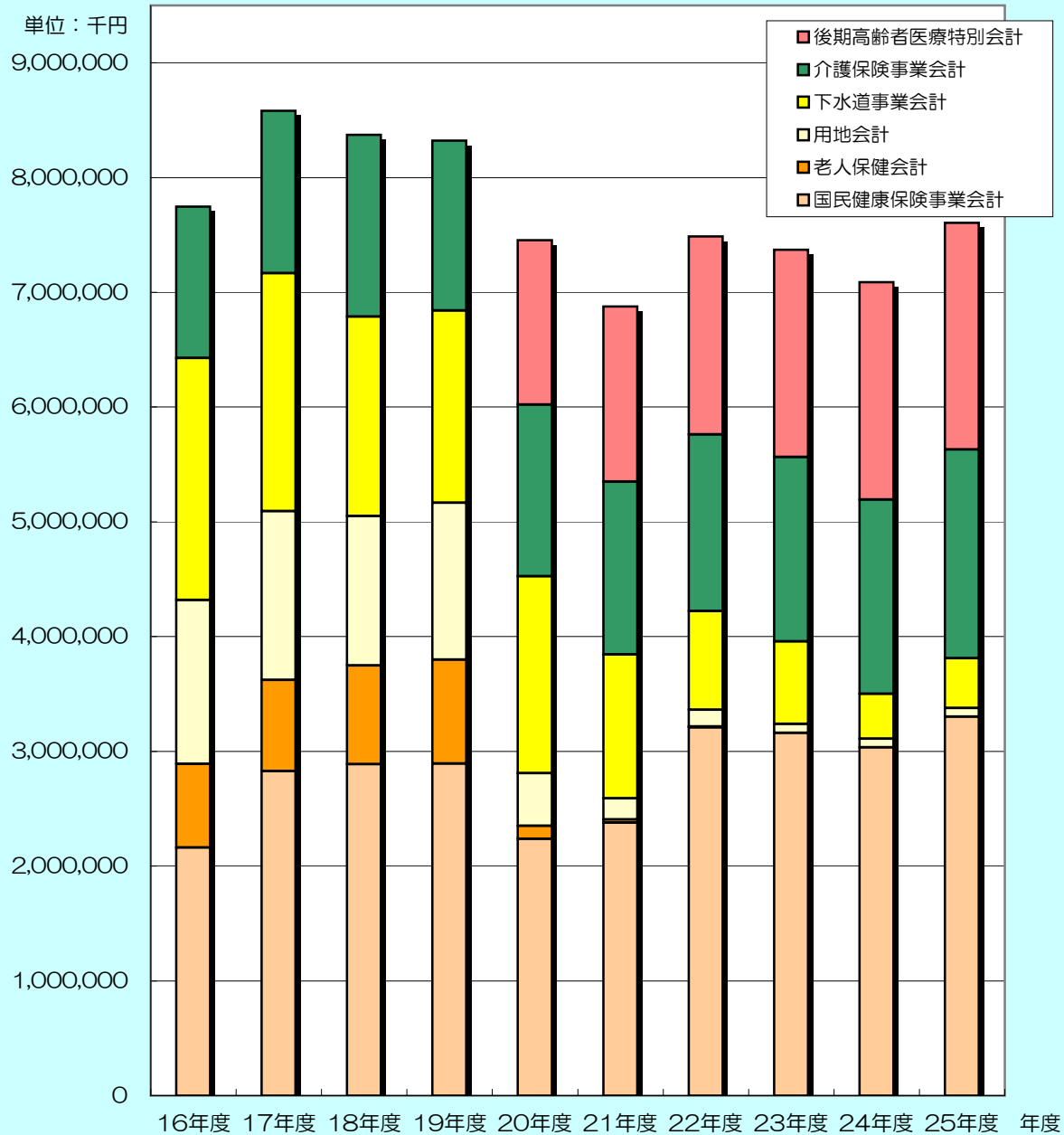
※平成23年度より老人保健医療制度の廃止に伴い、同特別会計への繰出金は未計上。

データ集⑦ 職員人件費の推移（過去10年間）

単位：千円



データ集⑧ 特別会計繰出金の推移（過去10年間）



予算(決算)の主な用語の解説



調布市の予算（決算）の種類や収入・支出の内容などは、一般では使われない用語や表現などが数多くあります。

予算（決算）の主な用語解説を加えていますので、ご活用ください。

※主な財政用語の解説は、後段のページに50音順で別途掲載しています。

当初予算	<p>前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。</p> <p>一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。</p> <p>〔関連語〕 補正予算， 暫定予算， 骨格予算</p>
補正予算	<p>当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年4回、定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。</p>
一般会計	<p>一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を経理する特別会計以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、5つの特別会計（国民健康保険・用地・下水道・介護保険・後期高齢者医療）があります。</p> <p>※ 平成22年度までは、老人保健事業特別会計を含む6つの特別会計がありました。</p> <p>〔関連語〕 特別会計， 企業会計， 普通会計</p>
特別会計	<p>特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。調布市では、5つの特別会計のほか、一般会計があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業特別会計 2 用地特別会計 3 下水道事業特別会計 4 介護保険事業特別会計 5 後期高齢者医療事業特別会計 <p>※ 老人保健事業特別会計は、法律の規定により平成22年度で廃止</p>
普通会計	<p>各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮想の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。</p> <p>【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計</p>
歳入予算	<p>一定期間における収入の見積もりを示すもので、性質に従って、款・項に区分されます。</p>

歳出予算	一定期間における支出の見積もりを示すもので、目的に従って、款・項に区分されます。
継続費	事業を実施する際に何年もかかる場合に、その事業費の総額とそれぞれの年度に必要な経費を予算で定めたものです。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備や PFI 事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。
繰越明許費	何らかの事由により、当該年度に支出が終わらない見込があるものについて、議会の議決を得て翌年度に限り使用できるようにする予算をいいます。
一時借入金	地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金をいいます。一時借入金の限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。 〔関連語〕地方債
款・項・目・節	予算を区分するときに使う名称のことをいい、「款」は最も大きな区分、次に「項」「目」「節」と続きます。 款と項二つの上位区分は議会で議決されるもので、各款及び各項の間では原則流用することはできません。歳出においては、款・項・目は目的別（土木費・民生費など）に分類され、節は性質別（委託料・扶助費など）に区分されます。
流用	年度途中において、緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して当該予算を増額することをいいます。 各款及び各項の間では、流用することはできず、原則的に補正予算で対応します。 ただし、各項目間においては、あらかじめ議会の議決を経て予算で定めておけば、流用が可能となります。
◆歳入（収入）	
市税	地方税法、条例により市民や市内の企業から徴収する税です。歳入総額のおよそ 6 割を占め、主要な収入源となっています。 税収入のうち用途が特定されていない普通税と、特定されている目的税があります。 【調布市の普通税】 1 市民税（個人・法人） 2 固定資産税 3 軽自動車税 4 市たばこ税 【調布市の目的税】 1 入湯税

地方譲与税	<p>法によって国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税です。</p> <p>【調布市の地方譲与税】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車重量譲与税 2 地方揮発油譲与税 3 航空機燃料譲与税
税連動交付金	<p>都が徴収した税の一部が交付されるものです。</p> <p>【調布市の税交付金】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利子割交付金 2 配当割交付金 3 株式等譲渡所得割交付金 4 地方消費税交付金 5 ゴルフ場利用税交付金 6 自動車取得税交付金
地方特例交付金	<p>特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成18年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金（自動車取得税交付金分）は23年度で廃止となりました。</p>
交通安全対策特別交付金	<p>交通安全施設の設置等に充てるため、道路交通法により納付される交通反則金の一部が交付されるものです。</p>
分担金及び負担金	<p>市が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受けるものの対し、その受益を限度として徴収するもので、保育園に入園している場合の費用の一部を負担する保育料などがあります。</p>
使用料及び手数料	<p>使用料は公共建築物などの利用の対価として徴収するもので、市営住宅家賃、各施設の使用料などがあります。手数料は市が特定の者に提供するサービスの対価として徴収するもので、住民票の写しや印鑑登録証明の発行手数料、一般廃棄物処理手数料などがあります。</p>
国庫支出金	<p>国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法によって国に負担する義務のある国庫負担金（生活保護費負担金など） ② 奨励的、財政的援助的な国庫補助金（学校施設環境改善交付金など） ③ 国が行うべき事務を地方公共団体へ委託する場合の国庫委託金（国勢調査委託金など）
都支出金	<p>都が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で都が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により都負担金、都補助金、都委託金に分類されます。</p>
財産収入	<p>財産運用収入は市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入と、基金の運用による収入である利子及び配当金があります。財産売払収入は市が所有する土地や物品の売払いに伴う収入です。</p>

寄附金	市民などから受ける金銭による寄附です。用途を特定されない一般寄附金と用途が指定される指定寄附金があります。
繰入金	市の他会計や基金（貯金）からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金や、財政調整基金の取崩しによる基金繰入金などがあります。
繰越金	市の決算剰余金（歳入決算から歳出決算を差し引き、そこから翌年度に繰り越すべき繰越明許費などの財源を控除したものを＝実質収支）を翌年度に繰り越して使用するものです。
諸収入	他に区分することができない収入を計上する科目で、市預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。
地方債 （市債・起債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。市の借金世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
◆歳出（支出）	
目的別分類	予算の款・項の区分を基準とし、市の経費を行政の目的（議会・民生・土木・教育費など）によって分類するものです。
議会費	議会費は、市議会の活動、運営に要する経費のことをいいます。
総務費	総務費は、主に市役所や文化会館などの施設や職員の管理費・市税の徴収事務・住民台帳などの管理費・監査事務・選挙事務などに要する経費のことをいいます。
民生費	民生費は、主に生活保護・高齢者・障害者・保育園・児童館・学童クラブなど経費のほか、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療特別会計への繰入金などに要する経費のことをいいます。 主に社会保障関係経費が含まれていることから、少子高齢化の進行や経済状況の変動によって、著しい増加傾向にあります。 調布市の歳出予算の約4割が民生費となっています。
衛生費	衛生費は、主に市民の健康診断などの保健衛生、駅周辺の都市美化やゆう水保全などの環境対策、家庭や事業所から排出されるゴミ処理などに要する経費のことをいいます。
労働費	労働費は、高齢者・障害者の雇用推進、勤労者互助会などに要する経費のことをいいます。
農業費	農業費は、農業委員会の運営、農業振興などに要する経費のことをいいます。
商工費	商工費は、市内の商工業振興及び地域資源を活用した観光振興などの事業に要する経費です。
土木費	土木費は、主に道路・自転車駐車場・市営住宅・公遊園の整備や管理などのほか、京王線連続立体交差や市街地再開発事業などの中心市街地まちづくりなどの事業に要する経費のことをいいます。
消防費	消防費は、主に東京都に委託している消防事務費や地域防災対策などの事業に要する経費のことをいいます。
教育費	教育費は、小・中学校の学校教育、公民館・図書館などの生涯学習、スポ

	一ツ振興などの事業に要する経費のことをいいます。
公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
予備費	予備費は、緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費のことをいいます。ただし、議会が否決した使途に充てることは禁止されています。
性質別分類	予算の節の区分を基準とし、市の経費を性質（人件費、物件費など）によって分類するものです。
人件費	人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。
扶助費	扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。
物件費	物件費は、公共建築物の光熱水費や管理業務委託料などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・補助費等などに分類されない消費的な経費をいい、施設管理やシステム開発などの委託料や会議室・土地の賃借料などが物件費に区分されます。
維持補修費	維持補修費は、市民が利用する公共建築物の機能を維持・保全するための補修工事などの支出のことをいいます。
補助費等	補助費等は、公益上必要である場合に支出する市民団体に対する補助金や東京都への消防事務費の委託金などの消費的な経費のことをいいます。人件費・維持補修費・扶助費・物件費などに分類されない消費的な経費をいい、講演会の講師謝礼や市税の過誤納還付金なども補助費等に区分されます。
積立金	基金（年度間調整の財源や各種特定の目的のための預金）に積み立てるための費用です。
投資及び出資金・貸付金	国の機構への出資金や、緊急援護資金などのことをいいます。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
普通建設事業費（投資的経費）	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物の新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といいます。
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕 臨時的経費
臨時的経費	一時的な財政需要により支出する経費で、経常的経費に対応しています。代表的なものとしては、選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費、建設事業費などのことをいいます。

	〔関連語〕 経常的経費
義務的経費	支出が義務付けられ、削減が極めて困難な経費で、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
◆その他参考	
会計年度	会計年度は、収入・支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている期間のことをいいます。地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとされています。 ※翌年3月31日までに確定している債権債務の所定の手続きを終了した現金の収入・支出を5月31日まで経理する期間として、出納整理期間が設けられています。
決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。 ※ 決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。
決算剰余金	決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。⇔繰越金

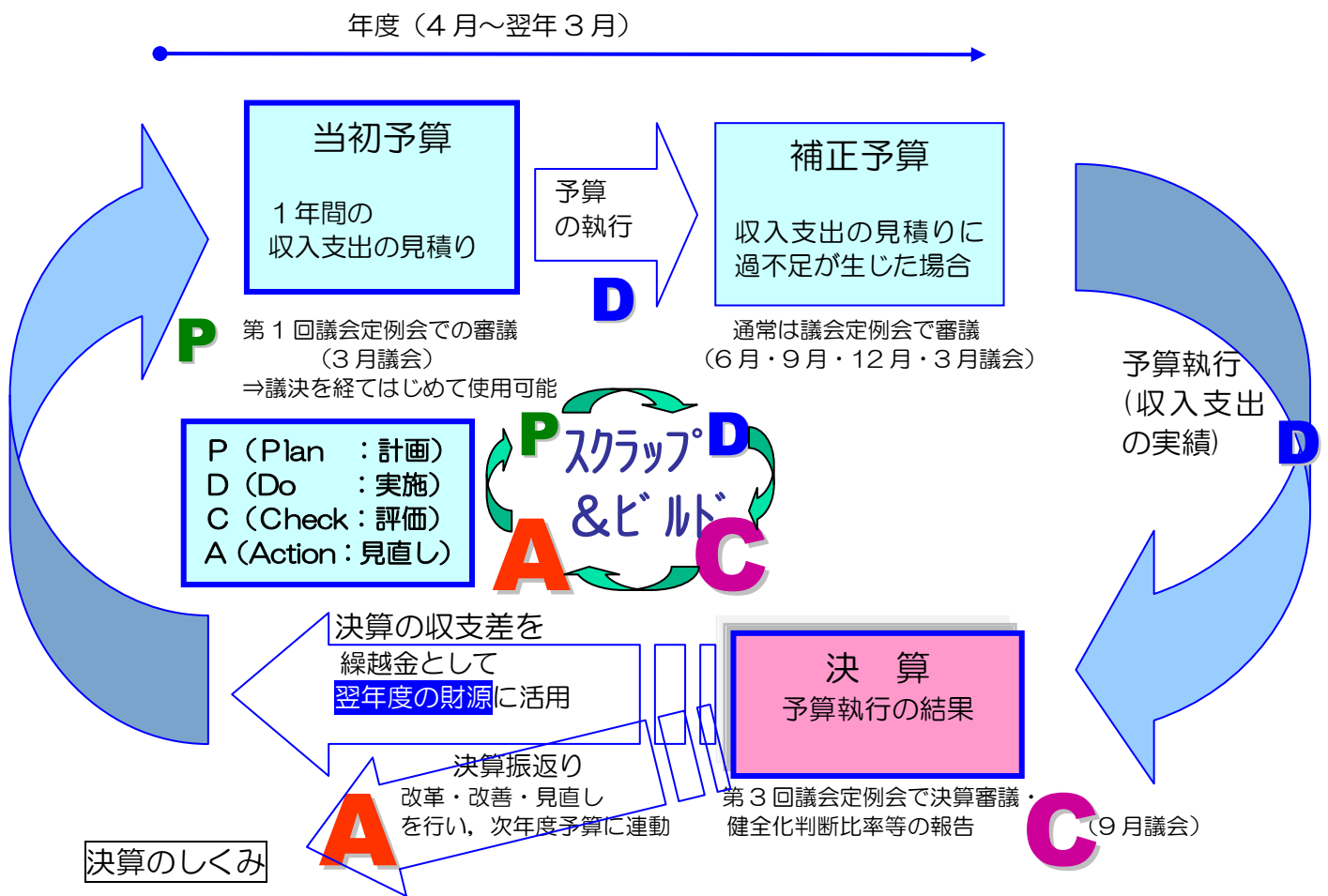
「予算と決算のしくみ」

◎調布市の予算と決算のしくみは？

予算のしくみ

地方公共団体の歳入歳出予算は、一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。歳入歳出予算（収入支出の見積り）・継続費（複数年度にわたる大規模な施設等の事業費総額・年割額）・繰越明許費（年度をまたがる事業費）・債務負担行為（後年度の財政負担額等）・地方債（借入額の限度額等）・一時借入金（一時運用できる額）・歳出予算の流用（目的外の活用）に関し、総括したものです。

予算の編成権者である市長は、年度開始（年度は4月～翌年3月まで）の20日前までに当初予算を編成して、議会に提出しなければなりません。この当初予算の議案を議会で審議し、議決を経ることによって、予算は成立します。当初予算は、予算編成時点での見通しによる予算であることから、年度の途中における経費や収入の増減（過不足）が生じる場合があります。増減（過不足）を調整せざるを得ない場合に補正予算を編成します。



決算のしくみ

地方公共団体の決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度が終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月に開かれる第3回市議会定例会で決算内容の認定審査を行っています。

決算の収入と支出の差額（収支差）による余剰額は、翌年度に活用可能な財源となります。

この繰越金については、活用計画を策定し、効果・効率的な予算執行に努めるほか、基金（貯金）への積立て等につなげています。

代表的な財服用語の解説

財服用語には、一般では使われない用語や表現のほか、財政指標などが数多くあります。代表的な財服用語について、**50音順**で用語解説を加えていますので、ご活用ください。



(ア行)	
依存財源	<p>歳入のうち、国庫支出金や都支出金、地方債などのように国、都などの意思決定に基づいて収入される財源をいいます。〔関連語〕自主財源</p> <p>＊依存財源…… 地方譲与税，地方交付税，国庫支出金，都支出金，地方債</p> <p>＊自主財源…… 地方税，分担金及び負担金，使用料及び手数料，財産収入，寄附金，繰入金，繰越金，諸収入</p>
一時借入金	<p>地方公共団体が、一会計年度内において支払準備金に不足が生じた場合に、その不足を補うために一時的に借り入れる資金で、その限度額は予算で定めることとされています。同じ借入金でも特定の事業に充当し、後年度に、長期に償還をする地方債とは異なります。</p> <p>〔関連語〕地方債</p>
一般会計	<p>一般会計は、調布市を含む地方公共団体の行政運営の基本的な経費を計上する会計のことをいいます。国民健康保険事業などの特定の目的を經理する特別会計以外の全ての経費が一般会計に属し、調布市では、一般会計のほか、5つの特別会計（国民健康保険・用地・下水道・介護保険・後期高齢者医療）があります。</p> <p>※ 平成22年度までは、老人保健事業特別会計（法律の規定によって平成22年度で廃止）を含む6つの特別会計がありました。</p> <p>〔関連語〕特別会計，企業会計，普通会計</p>
一般財源	<p>一般財源は、用途が特定されない収入のことをいい、どのような支出にも活用することができる収入です。市民の皆さんから納めていただく市税や国や東京都から納付される譲与税・交付金などのことをいいます。</p> <p>〔関連語〕特定財源</p>
縁故債	<p>地方債のうち、銀行や農協など、普段地方公共団体と取引関係にある金融機関から借入れる資金をいいます。</p> <p>〔関連語〕政府資金</p>
(カ行)	
会計年度	<p>地方公共団体の収入及び支出を区分整理して、その関係を明らかにするために設けられている一定の期間をいいます。普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされています。</p>
企業会計	<p>地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法に基づく病院事業や下水道事業、水道事業など独立採算を基本とする企業的経営を行う事業の会計のことをいいます。</p>

基金	基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる資金または財産をいいます。
起債（地方債・市債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。 市の借金世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
起債制限比率	地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、地方債の元利償還金に充てられた一般財源のうち、地方交付税措置されるものを除いた額の、標準財政規模に対する割合をいいます。この比率が20%を超えた場合は、一部の地方債の発行が制限されます。 15%～20%未満の団体：要注意団体 20%～30%未満の団体：一般単独事業・厚生福祉施設整備事業の制限 30%以上：一般事業債の制限
基準財政収入額	地方交付税のうち、普通交付税の算定に用いる標準的な税収入を基準財政収入額といい、市町村分にあっては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額が算入されます。
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいいます。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費の三つをいいます。
繰上充用	会計年度の終了後、歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を不足が生じた年度に繰り上げて不足額に充てることをいいます。
繰出金	各会計相互間において支出される経費をいいます。例としては、一般会計から国民健康保険会計などの事務費等へ充当するために繰り出すものや、各特別会計における決算剰余金を一般会計へ繰り出すものがあります。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額を形式収支といいます。 〔関連語〕 実質収支、実質単年度収支、単年度収支 ＊形式収支＝歳入決算額－歳出決算額
経常一般財源	毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。
経常一般財源比率	標準財政規模に対する経常一般財源の割合をいいます。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることとなります。
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合のことをいいます。 ＊経常収支比率（％）＝経常経費に充当される経常一般財源 ÷ 経常一般財源の額
経常的経費	歳出のうち、毎年恒常的に支出される経費をいい、主なものとしては、人件費、物件費、維持補修費などがあります。 〔関連語〕 臨時的経費

継続費	特定の事業において、2か年以上にわたり支出すべき予算を定め、あらかじめ予算の内容として、その総額及び年割額について議決を経るもので、単年度予算の例外をなすものです。
予算繰越し	予算繰越しとは、予算の会計年度独立の例外として、経費を翌年度以降において執行することをいいます。種類としては、継続費の逓次繰越し、繰越明許費、事故繰越しの3つがあります。
繰越明許費	歳出予算のうち、予算成立後の事由によって、その年度中に支出の終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して使用することをいいます。繰越明許費は予算の内容として、議会の議決が必要です。
決算	<p>一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。地方公共団体の決算は、会計年度の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。</p> <p>※ 決算は、一会計年度の収入と支出の実績について作成される確定的な計算表のことをいいます。会計年度の終了後に作成される決算は、監査委員の審査を付して、議会の認定を経て確定することになります。5月31日の出納整理期間を終了して収支が確定した決算について、調布市では9月議会で決算内容の認定審査をしています。</p> <p>逆に、予算は一定期間における収入と支出の見積りのことをいいます。</p>
決算剰余金	<p>決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。この差額のことを決算剰余金といいます。</p> <p>この決算剰余金は、次年度の財政運営に活用される財源となります。また、年度内に終了しなかった事業の財源として活用を予定する額を除き、実質的な収支差を純剰余金といいます。⇔繰越金</p>
決算統計	<p>「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。</p> <p>この調査によって算出される経常収支比率や人件費比率などの指標によって、類似団体や都内団体との比較を加え、財政構造の見直し等につなげます。</p>
減債基金	将来の地方債の償還及びその信用の維持のために設置される基金をいいます。
減収補てん債	地方税の収入が、普通交付税における標準税収入額を下回った場合、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。
減税補てん債	住民税減税などによって市税収入が減収となることに対して、その減収を補うために借入れの同意がなされる特例の地方債をいいます。
公共事業	国や地方公共団体が行う工事や用地買収などのことをいいます。代表的なものとしては、道路や公園などの土木工事や、各種公共建築物（公営住宅や社会福祉施設）の整備などをいいます。
公債費	公債費は、市債（市の借金）を返済する元利償還金と一時的な借入金に要する経費のことをいいます。
公債費比率	<p>各年度の公債費の一般財源に占める割合をいいます。</p> <p>＊公債費比率（％）＝ 当該年度元利償還金－（元利償還金充当特定財源＋災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費） ÷ （標準財政規模－災害復旧等に係る基準財政需要額算入公債費）</p>

公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政の硬直性の高いことを示しています。一般的に、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされます。
骨格予算	予算は1年間の全ての歳入歳出を計上することが原則ですが、首長の選挙が予定され政策的な予算は選挙後に計上することとして、人件費などの義務的な経費等最小限度の予算を計上することを、骨格予算といいます。
(サ行)	
歳出	会計年度におけるいっさいの支出をいいます。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設置している基金で、経済事情の変動等で財源が不足する場合や、大規模な建設事業、災害などの財源として活用します。
財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除した数値の過去3か年の平均値をいい、各地方公共団体の財政力を示す指数です。この指数は1に近く、あるいは1を超えるほど財政的に余裕がある団体といわれています。
歳入	会計年度におけるいっさいの収入をいいます。
債務負担行為	予算は、単一年度で完結するのが原則ですが、複数年で将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。 複数年にわたる大規模な施設整備やPFI事業などにおいて、債務負担行為が設定されます。
債務保証	総務大臣が指定する法人が、金融機関等から資金を借り入れる場合に、地方公共団体がその債務の弁済を保証することをいいます。これは、債務負担行為の一種として予算で定める必要があります。
暫定予算	予算は、会計年度開始前に成立する必要がありますが、何らかの理由で成立しない場合に、一定期間分の必要最小限の予算について定める予算をいいます。
事故繰越し	歳出予算のうち、年度内に支出負担行為をしたもので、避けがたい事故のために年度内に支出を終わらないものについて、翌年度に支出することをいいます。
市債（地方債・起債）	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。 市の借金世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、地方税、使用料、財産収入などがあります。〔関連語〕依存財源 ＊自主財源…… 地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入 ＊依存財源…… 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、地方債
市場公募地方債	地方公共団体が、起債市場において公募し、発行する地方債をいい、単に市場公募債ともいいます。

実質収支	決算において、歳入歳出差引額（形式収支）から、繰越事業に伴って繰り越すべき財源を控除した決算額をいいます。 *実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合をいいます。平成 20 年度決算から本格施行となっている地方財政健全化法に基づく健全化判断比率等のうち実質赤字比率の算定が赤字要素であるのに対し、実質収支比率は黒字要素での把握となります。 *実質収支比率（％）＝実質収支額÷標準財政規模（臨時財政対策債の発行可能額含む）
実質単年度収支	単年度収支には、基金への積立金や取崩しによる繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を、実質単年度収支といいます。 *実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額
人件費	人件費は、市議会議員や市長等特別職の人件費のほか、市の職員の給与や退職金などの経費のことをいいます。
出納整理期間	会計年度末までに、確定した債権債務について、未収未払いの整理を行うための期間で、会計年度終了の翌日（4 月 1 日）から、5 月 31 日までの 2 か月間をいいます。
性質別分類	地方公共団体の経費を、経済的性質で分類したものを性質別分類といいます。 人件費、物件費、維持補修費、補助費等、普通建設事業費などに分けられ、それらの分類はさらに「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」の 3 つに分類されます。 〔関連語〕目的別分類
政府資金	地方債のうち、政府機関から借り入れる資金のことをいいます。代表的な資金としては、財政融資資金があります。
総計予算主義	地方公共団体の予算の原則のひとつで、歳入歳出は混交または相殺することなく、収入のすべてを歳入予算に、支払のすべてを歳出予算に計上することをいいます。
その他の経費	性質別分類のなかで、「義務的経費（人件費、扶助費、公債費）」「投資的経費（普通建設事業費）」以外の経費のことをいいます。 施設管理費などの物件費、施設の維持保全などの維持補修費、各種団体への補助金をはじめとする補助費等、特別会計への繰出しなどの繰出金のことをいいます。
(夕行)	
単独事業	地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けないものをいいます。 〔関連語〕補助事業
単年度収支	実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。これは、実質収支中には前年度以前からの収支残が累積されているため、これを控除し、当該年度だけの収支を算出します。 *単年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支

地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
地方債	地方公共団体が大規模な公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（市の借金）のことをいいます。市の借金世代間負担の公平化や将来負担を見据えた借入れをすることで、負担の平準化につながります。
地方債計画	毎年度、総務省が策定する地方債の年度計画で、事業別あるいは資金別の予定額を示した全体計画をいいます。
地方債現在高	地方公共団体が地方債を借り入れした後、元金と利子を返済していきます。地方債の各年度末おける未償還（未返済）な元金を地方債現在高といいます。
地方財政	地方財政は、単一の国家財政とは異なり、都道府県、市町村など地方公共団体の財政を総称したもので、団体の規模、行政範囲・予算等は各団体によって大幅に異なります。
地方財政計画	内閣は、毎年度、翌年度の地方公共団体の歳入歳出の見込額に関する書類を作成し、国会に提出します。これを地方財政計画といい、国はその中で地方交付税により地方財源の保障を行っています。
地方譲与税	国税として徴収した税を地方公共団体に譲与するもので、「自動車重量譲与税」、「地方揮発油譲与税」、「航空機燃料譲与税」などがあります。
地方税	租税のうち、国が課税権の主体となるものが国税で、地方公共団体が課税権の主体であるものを地方税といいます。また、地方税のうち、市町村が課税するものを市町村税といい、主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。
地方特例交付金	特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となるものです。平成18年度の税制改正による住宅借入金等特別税額控除に伴い、地方公共団体に生じる減収を補填するために交付されます。児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金（自動車取得税交付金分）は23年度で廃止となりました。
超過負担	経費の負担について、国と地方の間でルールが定められているものについて、その負担割合以上に地方が負担している場合をいいます。その原因としては、国において十分な措置がされていない場合と、地方が国の基準以上に経費をかけている場合があります。
積立金	計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは、基金として管理されます。
逓次繰越	継続費の毎年度の年割り額の執行残額を翌年度へ繰り越すことをいいます。
投資的経費	支出の効果が資本形成に向けられ、学校や文化会館などの公共建築物のほか、道路や下水道など、将来の資産となる支出（資産形成につながる支出）のことをいいます。性質別分類では、普通建設事業費に区分されます。
当初予算	年度開始前の3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。 一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが原則となっています。〔関連語〕 補正予算、暫定予算、骨格予算

道路関連財源	道路関連の財源で、市町村（政令市）にあつては、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、自動車取得税交付金などがあります。
特定財源	財源のうち、用途が特定されているものをいい、主なものとしては、国庫支出金、都支出金、地方債などがあります。〔関連語〕一般財源
特別会計	特別会計は、一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するために設置された会計をいいます。
特別交付税	地方交付税の総額のうち、94%は普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの6%は「特別交付税」として、災害などの特別な事情に対して配分されています。 ※国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額で、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の2種類に区分され、原則として総額の約94%を普通交付税・約6%を特別交付税の割合となっています。 調布市では昭和58年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。 〔関連語〕普通交付税
(ナ行)	
肉付予算	骨格予算に対して、政策的な経費や新規事業を補正予算にて加えることをいいます。 ※骨格予算：選挙等の事由によって、人件費等義務的などの最少限の経費を計上した予算
(ハ行)	
バランスシート	貸借対照表の呼称で、一定の時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一覧表にした報告書をいいます。
標準財政規模	地方公共団体の一般財源における標準規模を示すもので、次の算式によって算定されます。 （市町村の場合） ＊標準財政規模＝（基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×100 ÷ 75＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
標準税収入額	普通税を標準税率で算定した収入見込額で、市町村分にあつては基準税額に75分の100を乗じて算出します。
扶助費	扶助費は、社会保障制度の一環として生活保護・児童福祉・高齢福祉・障害福祉などの現金給付や物品の提供に要する経費のことをいいます。法令に基づいて支給する生活保護費などが代表的な事例で、性質別分類では義務的経費に属します。
普通会計	各地方公共団体では、独自に特別会計を設置するなど、会計の範囲が異なります。そこで全国的に比較を行う統計処理のために、一定のルールで作り上げる仮定の会計で、一般会計と、一定の条件の下にある特別会計を合算し算出します。 【調布市の普通会計】 1 一般会計 ・ 2 用地特別会計

普通建設事業費	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共建築物などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいいます。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独事業といいます。
普通交付税	<p>地方交付税の総額のうち、94%は普通交付税として財政力に応じ各地方公共団体へ交付されますが、残りの6%は特別交付税として、災害などの特別な事情に対して配分されています。</p> <p>※国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の一定割合の額で、全国の地方公共団体がほぼ均等に行政水準を維持し、事務を遂行できるように一定の基準により国が交付する税のことをいいます。普通交付税と特別交付税の2種類に区分され、原則として総額の約94%を普通交付税・約6%を特別交付税の割合となっています。</p> <p>調布市では昭和58年度から現在まで、全国でも数少ない普通交付税の不交付団体となっています。</p> <p>〔関連語〕特別交付税</p>
普通税	税のうち一般的な財政需要を賄うための税目で、特定の目的のために課税される目的税と区分されます。市町村税のうち普通税の主なものとしては、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税などで、目的税の主なものとしては、事業所税、都市計画税などがあり、これらは、用途が定められています。
補助金	補助金には、国や都が予算などの定めにより特定の目的の実現のために、市町村へ現金を給付する場合と、市町村が公益上の必要により、財政的支援として市民等へ現金を給付する場合があります。
補助事業	地方公共団体が行う事業のうち、国の補助を受けて行うものをいいます。 〔関連語〕単独事業
補正予算	当初予算策定後の事情によって、予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため、年4回、定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか、緊急の場合の臨時議会に提出され、議決を経て定められます。
（マ行）	
目的税	税のうち、特定の目的のために賦課するもので、市町村税では、事業所税、都市計画税などがある。
目的別分類	地方公共団体の経費を、行政目的によって分類することで議会費、総務費、民生費、土木費などに分類しています。
（ヤ行）	
予算	<p>一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。地方公共団体の予算は歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金などを定め、議会の議決により承認を得ます。</p> <p>逆に、決算は一定期間における収入と支出の執行実績のことをいいます。</p> <p>当初予算</p> <p>前年度開始3月議会の議決を経て定められる翌年度全体の基本的な予算をいいます。</p> <p>一会計年度を通じて定められ、一年間の歳入歳出のすべてを計上することが</p>

	<p>原則となっています。〔関連語〕補正予算，暫定予算，骨格予算</p> <p>補正予算</p> <p>当初予算策定後の事情によって，予算の追加や減額を行うことを補正予算といいます。年度途中における災害発生や法律の改正などに対応するため，年4回，定例会として開かれる市議会（6・9・12・3月）のほか，緊急の場合の臨時議会に提出され，議決を経て定められます。</p>
(う行)	
臨時財政対策債	<p>地方公共団体の財源不足に対する財政対策としての借入金（地方債）のことをいいます。</p> <p>地方交付税制度においては，従来，国が全額負担していた地方交付税のうち地方負担相当額を地方が地方債によって賄う場合に発行する特例的な地方債をいいます。</p> <p>（平成13年度から制度創設）</p>
臨時的経費	<p>一時的な財政需要により支出する経費で，経常的経費に対応しています。代表的なものとしては，選挙に要する事務費や単年度限りの行事経費，建設事業費などのことをいいます。</p> <p>〔関連語〕経常的経費</p>
ラスパイレス指数	<p>地方公務員と国家公務員の平均給料月額を，国家公務員の職員構成を基準として，一般行政職における学歴別・経験年数別に比較し，国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示した指数のことをいいます。</p>

地方財政健全化法

「地方財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）」は、平成 19 年 3 月の閣議決定後、同年 6 月に制定しました。

この地方財政健全化法では、「地方公共団体は、毎年度、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標（健全化判断比率）を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民に公表しなければならない。」と規定しています。この背景として、北海道夕張市における財政破綻など、地方財政の悪化を早期改善（健全化）につなげることを目的としています。これにより、財政状況の悪化が一定の基準を超過した場合には健全化又は再生計画を定めなければならない。との義務付けがなされました。

この公表の対象となる4指標（健全化判断比率）とは、普通会計の収支に関する「実質赤字比率」・公営事業会計も合わせた「連結実質赤字比率」・公営企業債なども含め一般財源規模に対する公債費の割合を示す「実質公債費比率」・公社、第3セクターなども加えた実質的負債に関する「将来負担比率」のことをいいます。これら4指標については、毎年度の決算審査において、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民への公表が義務付けられています。

総務省では、平成 20 年度（2008）年度に全ての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、そのうちいずれかの指標が基準を超えて悪化した場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。これに加え、公認会計士などによる外部監査が義務付けられることとなります。さらに財政状況の悪化が進行した場合には、第2段階として、財政再生団体へ移行し、国の管理下での再生計画を策定することとなります。

今回の「健全化判断比率」は、フロー指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率）だけでなく、ストック指標（将来負担比率）についても取り入れており、これまでの普通会計（主には一般会計）での財政指標に連結ベースでの財務状況を加えている点が特徴点と言えます。

★調布市では、この地方財政健全化法の施行を踏まえ、経常収支比率等の従来の財政指標に加え、これまで以上に連結ベースでの財政構造の改善に取り組んでいきます。また、世代間負担の公平化と将来負担の在り方を検討しながら、債務残高の縮減とともに透明性の向上にも努めていきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律関連

(力行)	
健全化判断 比率等	<p>健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、毎年度の決算後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業にかかる資金不足比率とともに、各指標の算定において基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会報告することが義務付けられました。</p> <p>なお、健全化判断比率は、議会への報告後、公表しなければならないとされています。</p> <p>※各資料の説明については別掲載</p>
(サ行)	
財政再生基 準	<p>従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、早期健全化の枠組（早期健全化基準）を設け、なお改善しない場合に再生の枠組（財政再生基準）に移行するという2段階の新たな手続きを構築するための基準です。</p> <p>各指標の財政再生基準は、実質赤字比率 20%・連結実質赤字比率 30%・実質公債費比率 35%各健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることが義務化されました。</p>
資金不足比 率	<p>公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。</p> <p>調布市では下水道事業特別会計が該当し、黒字決算の場合は、マイナスとなり、表示は「-」となります。</p>
実質赤字比 率	<p>地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では一般会計・用地特別会計・受託水道事業会計（一般会計等といいます。）の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p> <p>※黒字決算の場合は実質収支比率のマイナス表示</p>
実質公債費 比率	<p>実質公債費比率は、普通会計以外の公営企業会計や一部事務組合なども含めた義務的な公債費等が何にでも活用可能な財源（一般財源）に占める割合のことをいいます。公債費比率が普通会計単独であるのに対し、連結ベースでの公債費比率を算定することで、企業会計における連結決算の考え方の財政指標となります。⇔公債費比率</p> <p>※この比率は3か年平均値で算出し、18%以上の場合は地方債の許可・25%以上は地方債制限団体となります。</p> <p>※地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（4指標）となりました。また、都市計画税収を特定財源として扱うことになって</p>

	います。《再掲》
将来負担比率	<p>地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。</p> <p>一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額等の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。</p> <p>実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率がフロー指標で、当該年度における現金の流れを示したものであることに対し、将来負担比率は地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しを把握するために新たに導入されたストック指標となります。</p>
早期健全化基準	<p>従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、より早期に是正を図るための基準となるものです。</p> <p>各指標の早期健全化基準は、実質赤字比率 11.25%～15%・連結実質赤字比率 16.25%～20%・実質公債費比率 25%・将来負担比率 350%を基準とし、各健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることが義務化されました。</p>
(夕行)	
退職手当負担見込額	<p>新たに導入された将来負担比率の算出において、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額に加え、職員の退職給与引当金相当額についても負債の一部として将来負担額にカウントすることとなりました。</p> <p>連結ベースでの将来負担額を負債と資産のストック状況に義務的な将来負担額である退職手当負担見込額として算出し、負債額に加算します。</p>
(う行)	
連結赤字比率	<p>地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。</p> <p>調布市では実質赤字比率の対象となる一般会計等、国民健康保険事業・老人保健・介護保険事業・下水道事業の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。</p>

登録番号 (刊行物番号)
2012-200

平成25年度市政経営の概要

発行日 平成25年2月発行

発行 調布市

編集 行政経営部(市役所5階)

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

政策企画課 TEL 042-481-7368

財政課 TEL 042-481-7304

行財政改革課 TEL 042-481-7362

印刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。